

東京大学大学院新領域創成科学研究科

環境学研究系自然環境学専攻

自然環境形成学分野

2009 年度

修士論文

都道府県の支援施策に基づく企業の里山保全活動の実態解明

Analysis of Satoyama Conservation Activities by Corporations Supported by Prefectural Assistance
Programs

提出 2010 年 2 月 26 日

2009 年度 3 月修了

指導教員 横張真 教授

86629 関愛久美

目次

図表リスト

第1章 研究の背景・目的・構成	1
第1節 研究の背景	1
第1項 里山保全をめぐる動向	1
1) 里山の管理における問題	
2) 里山保全に関する政策	
3) 市民ボランティア活動の台頭と支援行政	
第2項 企業の森林保全活動をめぐる動向	3
1) 企業のCSRと森林保全活動	
2) 行政による企業の森林保全活動支援	
第2節 既往研究の整理と本研究の位置づけ	7
第3節 本研究における課題と研究の目的	8
第1項 本研究の視点	8
第2項 研究の目的	8
第4節 研究の方法	9
第1項 研究対象地	9
第2項 本研究で用いる用語の定義	10
第2章 施策に起因する里山保全活動の負担の解明	11
第1節 本章の視点	11
第2節 作業手法	11
第3節 結果および考察	12
第1項 都道府県による森林保全活動支援施策の整備状況	12
第2項 都道府県による森林保全活動支援施策の支援方法	16
1) 千葉県里山条例	
2) 神奈川県水源林パートナー制度	
第4節 本章のまとめ	25
第3章 企業の里山保全活動における負担の解明	26
第1節 本章の視点	26
第2節 作業手法	26
第3節 結果および考察	27

第1項 企業による里山保全活動の実施内容	27
第2項 森林保全活動参加企業の目的と参加動機（個別事例研究法）	30
1) 里山保全活動事例（千葉県里山条例）	30
2) 水源林保全活動事例（神奈川県水源林パートナー制度）	33
第4節 本章のまとめ	36
第4章 結論および展望	37
第1節 結論	37
第2節 企業の里山保全活動促進に向けて	38
第3節 本研究の課題	38
引用文献	39
謝辞	42
要旨	43

図表リスト

第1章

図1-1 里山の写真

(左) 管理がなされている里山 (右) 管理放棄された里山 1

図1-2 森林ボランティア団体数の推移 3

表1-1 企業のCSR 4

図1-3 都道府県による企業の森林保全活動支援施策の導入推移 6

図1-4 本研究の構成 9

図1-5 研究対象地 9

表1-2 本研究における森林保全活動の定義 10

第2章

表2-1 施策調査における使用文献 11

表2-2 施策調査における調査項目 12

表2-3 調査対象都道府県で整備されている施策 15

図2-1 森林保全活動地の分布 16

表2-4 都道府県による森林保全活動支援施策の支援方法 19

図2-2 都道府県による企業の活動支援方法
(左) 千葉県里山条例 (右) 神奈川県水源林パートナー制度 24

第3章

表3-1 企業の業種区分および経営規模区分 26

表3-2 森林活動実施内容の調査項目 27

表3-3 個別事例の調査における調査項目 27

表3-4 企業の森林保全活動の実施内容 29

表3-5 活動事例の概要 (千葉県里山条例) 30

表3-6 活動事例の概要 (神奈川県水源林パートナー制度) 33

表3-7 企業の森林保全活動事例 35

第1章 研究の背景・目的・構成

第1節 研究の背景

第1項 里山保全をめぐる動向

1) 里山の管理における問題

里山は集落の近くに位置し、かつて薪炭林や農用林として利用されてきた樹林である。里山は農業や人の生活に必要な資源を生産する場であり、人の管理による定期的な樹木の伐採や落葉や下草の採集が行われていた。

しかしながら化石燃料・化学肥料の普及など社会情勢の変化に伴い、里山は薪炭林や農用林としての利用・管理価値を失った。管理価値を失った里山では人による利用・管理がなされなくなり、管理放棄が進んでいる。適度な人為的攪乱が無くなった結果として、里山の生物相や景観保全等の環境保全機能（横張 1995）が劣化し、生活環境保全の視点から問題となっている（丸木・田代 2004）。（図1-1）



図1-1 （左）管理がなされている里山 （右）管理放棄された里山

2) 里山保全に関する政策

里山保全をめぐり、行政は様々な対応を行ってきた。里山は従来「低位利用森林地域」（第三次全国総合開発計画 1978）のように、農地化などの高度利用が必要な地域とされてきた。しかしながら特に都市圏での開発が進むにつれ、政策の内容にも変化が生じている。その後の第四次全国総合開発計画（1987）では、里山を「農山漁村集落周辺にあり、

かつては薪炭生産など人と深いかかわりを有していた森林」とし、林業体験やレクリエーション等の目的に応じて様々な整備や利用を行うとした。社会状況を踏まえ、開発目的とは異なる里山の利用・保全について言及されたといえる。

特に近年、里山保全の重要性が生物の生息環境保全の視点から注目されている。1992年6月、国連環境開発会議で採択された「生物の多様性に関する条約」に基づき、条約締結国である我が国でも「生物多様性国家戦略」（1995）が策定された。その後見直しを経て「第三次生物多様性国家戦略」（2007）が閣議決定されたが、本戦略の中で生物多様性の危機として「3つの危機」が挙げられた。このうちの第2の危機に人間活動の縮小に伴う里地里山などの環境の質の変化が位置づけられている。このような危機の認識に基づき、同戦略の中で「里山林の整備・保全・利用活動の推進」が目標に掲げられているものの、依然として里山の自然資源利用が減少する状況は続いている。

以上のように里山保全をめぐる動向は、開発対象等の資源としての問題から、管理放棄に伴う環境悪化や生物相保全の問題に転換しているといえる。里山の量に関わる問題から質に関わる問題に移行してきているといえよう。

3) 市民ボランティア活動の台頭と支援行政

自然資源利用のための里山利用・管理がなされなくなった一方、里山を住環境の質の改善、レクリエーションの場として保全する活動が見られ始めた（日本自然保護協会 2002）。

こうした活動は市民による自発的な無償活動（以下ボランティア活動と記述する）に牽引されている状況にあり、活動を実施する団体数は年々増加している（林野庁 2007）（図1-2）。

行政はこのようなボランティア活動の支援を実施してきた。行政財政の困窮に加え、都市近郊における地価高騰、国民のニーズの多様化から資金による支援行政には限界があるなかで、民有緑地と賃借契約を結び、活動地である緑地の維持・活用を図る方式（使用貸借型の林地保全施策）は多くの地方自治体で採用されている（例えば和多 1996）。このように地域のための緑地として里山の保全をある程度担保する仕組みは整備されつつあるといえる。しかしながら里山を保全する主体については課題も残されている。

恒川（2001）によると、国土の2割をも占めるとされる里山のうち、ボランティア活動によって管理されている里山はわずか0.03%にすぎないと推定されており、里山保全を市民団体のみで進めていくことは明確な限界があると想定される。従って今後は市民のみならず様々な主体による里山保全の促進を行う必要があると考えられる。

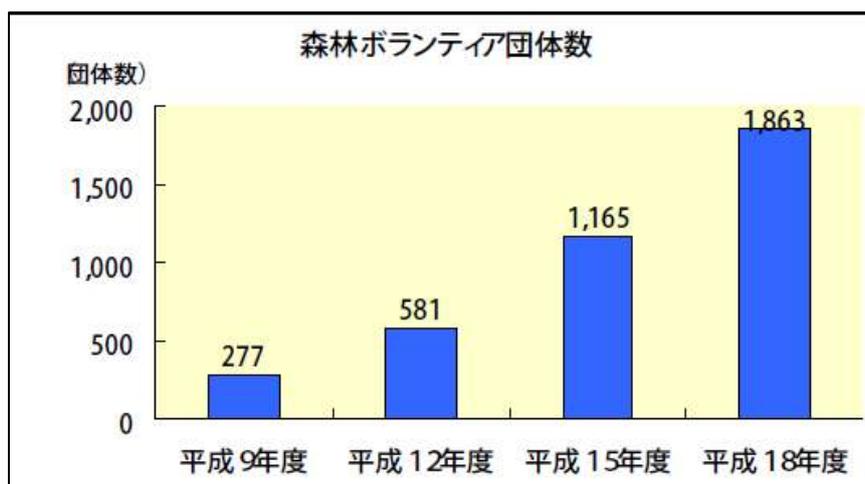


図1-2 森林ボランティア団体数の推移

(林野庁研究・保全課 (2007) : 森林づくり活動についてのアンケート集計結果から引用)

第2項 企業の森林保全活動をめぐる動向

1) 企業のCSRと森林保全活動

里山の新たな保全主体として企業が注目されている。近年企業が里山を含め森林保全活動に参加する事例がみられるようになった。このような動きの背景として企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility) への対応がある。

①企業のCSRをめぐる動向

近年、企業の経済活動の拡大に伴い、活動に伴う環境負荷や社会問題が浮上している。こうした状況を受けて、企業は経営活動に伴う法的・経済的な責任のみならず、社会面及び環境面への責任を求められるようになった。社会全体に対する企業の責任はCorporate Social Responsibility (以下CSRと記述する) と呼ばれており、CSRに基づく企業の自主的な配慮行動が求められている (神野 2003)。社会からの要求に対し、企業活動の社会・環境的な側面に関する報告書の発行など、CSRを示す企業の活動が増加している ((社) 経済同友会 2006 a)。CSRが進められる一因には企業のCSRを企業評価に含める動きが進んでいることが挙げられ、企業がCSRを果たさないことで投資対象からの除外、企業のブランドや評判が低下するなど、企業の受けるリスクが拡大するとされる (日本科学者会議 : 公害環境問題研究委員会 1996)。

CSRは時代と共に具体的な内容、責任を持つ相手、定義が変化するとされる。しかしながら一般的に変化の方向があり、経済活動の負の側面を減らす責任（公害の防止など）から自主的・積極的に正の側面（便益を高めるなど）を増やす責任へ変化するといわれている（牛尾 1996）（表1-1）。最も高次のCSRである社会貢献は、企業が責任を果たした上でさらに社会が期待するもしくは社会からの要望に先回りして企業が行う活動であるとされる（粟屋 2007）。社会貢献に該当する活動として環境改善や社会貢献活動が挙げられており、CSRが求められる社会状況においては今後も社会貢献とみなせる企業活動が進められる可能性がある。

表1-1 企業のCSR（牛尾 1996より引用）

責任の種類	責任の内容
1. 根源的責任	規制・法律の遵守 商品・サービスの提供
2. 社会的責任	生産活動に伴う外部不経済や利害関係者への損失を除去する
3. 社会貢献	積極的にステークホルダーの便益を高める

↓
CSR
の
変
化

②企業のCSRにおける森林保全活動の位置づけ

前述した社会貢献の一環として、企業による森林保全活動がみられている。森林保全は水源涵養や地球温暖化を招く温室効果ガスの吸収源など、環境問題を解決する手法の1つである。また森林は地域に存在することで発揮する機能を有し、周辺地域と繋がりを持つ地域資源であることから、森林保全は地域環境の改善に繋がるのが想定される。そのため、環境や地域に対する貢献として森林保全を理解することが可能であり、企業側も同様の理解・認識のもと保全活動を実施している（三菱総合研究所 2003、(社)国土緑化推進機構 2006）。このように森林保全活動は企業のCSRを示す1手法に位置づけられており、CSRが求められる社会状況においては、企業を森林保全の実施主体として捉えることができるといえる。

③企業のCSRにおける里山保全活動の位置づけ

企業が実施する森林保全活動において、里山保全の事例が報告されている（石神 2006）。企業の経済活動は地域に存在する水や大気、労働力などの資源を利用し成立するものである。そのため従来から企業は事業所周辺の清掃活動や地域イベントへの物資の提供など地域貢献活動を実施してきた（野作ら 2007）。里山は企業の事業所周辺に立地する可能性が高く、里山保全活動の実践は地域社会貢献の効果があると想定される。（社）国土緑化

推進機構による質問紙調査（2006）によると、企業が森林保全活動を希望する活動地として回答が最も多かったのは「都市部や事業所周辺の身近な場所の森林（全回答中49.5%）」であり、企業が活動を希望する森林の特徴が里山に適することが報告されている。また地域のステークホルダー（利害関係者）からの直接的な要請に基づき、里山保全活動を開始する企業も報告されている（野作ら 2007）。

以上を踏まえると、CSRは企業の里山保全活動実施の動機付けになりえると考えられる。そのためCSRへの要求が高まる現状において、新たな里山保全の主体として企業に着目することは有効であると考えられる。

しかしながら民間である企業が森林の公益的機能（日本学術会議 2001）の保全を目的として活動を進めるためには、企業の活動を公益のための社会・環境活動として位置づける支援や制度が重要であると考えられる。本研究では公共性を持つ主体であり、社会における制度制定を担う行政の支援に着目する。

2) 行政による企業の森林保全活動支援

近年、企業のCSRに対する意識の高まりを受け、行政側も企業の森林保全活動を支援する施策を整備している。中でも、国から都道府県へ支援行政を移行させながら企業の森林保全活動を進める動きがみられている。

①国による企業の森林保全活動支援

従来、企業によらず民間の森林保全活動を促進させる政策は林業を所管する林野庁を中心に、国土緑化運動という形で実施されてきた（山本 2003 a）。国土緑化運動は、荒廃した林野への造林を推奨する植樹運動として開始されたが、時代背景と共にその内容に変化がみられている。1980年代後半我が国の林業経営は停滞し、林業財政の転換が必要とされた。そのため森林の公益的機能の受益者に応分の費用負担を求めるとして、水源税創設の議論がみられるようになった。こうした社会状況を受け、森林の公益的機能の受益者である国民全体で森林を保全する「国民参加の森林づくり運動」が提唱された（（社）国土緑化推進機構 2000）。国民参加の森林づくり運動は従来の国土緑化運動の体制を踏襲しながら進められている。この運動の中で国民参加の一形態として森林ボランティア活動の支援が促進されており、森林ボランティア活動の1実施主体として企業が位置づけられている。CSRによる企業の森林保全活動は、多様な主体のボランティア参加を求める行政側の意向にも即した動きであるといえる。以上から行政の支援によって企業の森林保全活動がより促進される可能性がある。

②都道府県による企業の森林保全活動支援

近年、都道府県による支援が顕著になっているとされる。企業の森林保全活動を支援する都道府県の施策整備動向をみると、施策数が増加していることが確認できる（（社）全国林業改良普及協会 2008）（図1-3）。このように都道府県の支援が進んでいる一因には、前述した国土緑化運動の流れがあると考えられる。国土緑化運動においては都道府県が地方の運営母体となる体制が確立されている。そのため企業の森林保全活動の促進においても国土緑化運動における都道府県の支援体制が継承されていることが報告されている（（社）国土緑化推進機構 2009）。

他方で、もう1つの地方自治体である市町村の森林行政には課題があるとされる。市町村の行政組織の規模は都道府県と比較して小さく、林務は様々な業務と並行して扱われている。加えて担当者の部署異動が多く結果林務を専門とする人材が欠如するとされ、組織的にも林務独立部署の設置が少ない。都道府県の策定した森林整備計画を模倣して施行する市町村も存在し、森林行政上市町村の取組みは低調であるとされている（柿澤 2004）。

以上から市町村には森林ボランティア支援に特化できる受け入れ体制が不足しており、広域的地方自治体である都道府県で支援施策の整備が進められている可能性がある。全国都道府県で施策整備が進められていることから、施策の対象には様々な企業や森林が該当すると想定される。このように都道府県の支援施策によって企業の里山保全活動が進められていく可能性が考えられる。

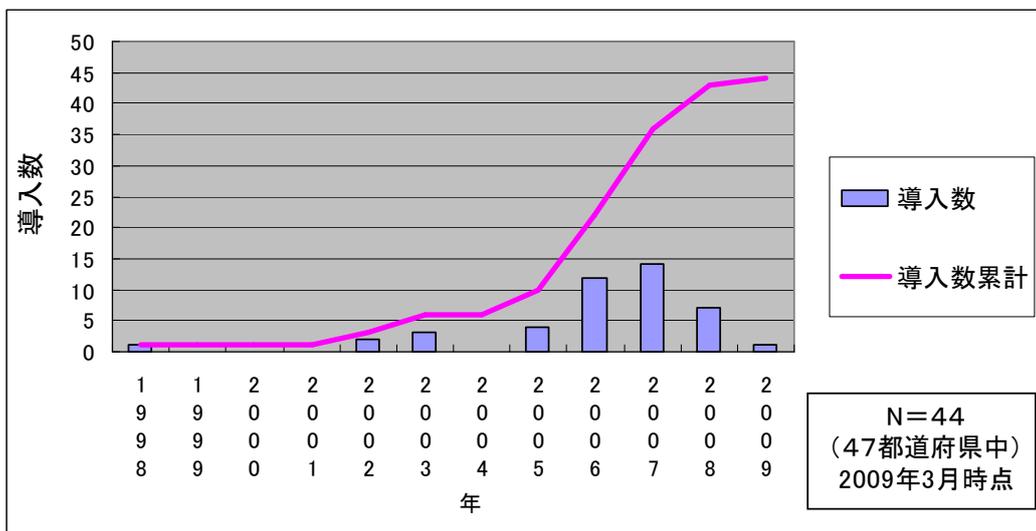


図1-3 都道府県による企業の森林保全活動支援施策の導入推移

（（社）林業改良普及協会 2008 および 2009. 3月時点における各都道府県 HP・文献資料を元に作成）

第2節 既往研究の整理と本研究の位置づけ

里山保全に関する研究は多数の蓄積がある。里山は時代とともに変容してきた空間であり（横張・栗田 2001、横張・渡部 2009）、里山保全には里山と人々とのかかわりの維持が必要であるとされている。新しいかかわりのあり方として、里山から産出される木質バイオマス活用を評価し、里山の経済価値を考察する研究がなされているが（三尾・上甫木 2005、寺田・横張 2007）、里山の経済価値利用を担いうる主体については今後さらなる研究の蓄積が必要である。対して里山保全活動の主体に関する研究として、非営利組織である市民団体の里山保全に関する研究は多数なされてきた。保全手法や団体の発展形態および活動の変遷、市民の意識を調査した研究など様々な視点からの研究が蓄積されている（例えば服部ら 2004、江成 2000、石浦ら 2005、倉本・永井 2002など）。

他方、企業という主体を扱った研究は少ない。企業による森林保全活動の個別事例報告は多数なされている（石神 2006）。これら報告で先進事例を知ることは可能であるものの、近年の活動数の増加に伴う動向は明らかではなく、また企業による里山保全活動を促進する上で把握すべき活動上の課題等については言及されていない。伊藤ら（2004）は企業の森林保全について参加企業側の動向を広く把握しているが、保全対象となる森林について詳細は明らかにされていない。

CSRの動向に着目し、企業の緑化活動や支援政策の概況を報告したものとして、池邊（2008）や柳井（2008）、水島ら（2008）によるものがある。企業による保全活動の実態を明らかにした水島ら（2008）は、企業のCSR活動の目的と実施内容を解明し、企業の里山保全活動の個別事例を報告している。事例を通じて市町村・市民団体・企業連携の現状を明らかにしているが、定性的な現状把握に留まっており、行政による支援施策の課題は明らかにされていない。

都道府県の森林保全ボランティア支援の施策を扱った研究では佐藤・山本（2000）がある。佐藤・山本（2000）は都道府県の施策が全国的に展開され始めたとする1998年当時の現状を把握し、森林保全活動実施における主導権の所在から都道府県の施策を類型している。また個別事例研究で企業を含めたボランティア主体の拡大を報告しているが、企業参加の実態について詳細は述べられていない。

以上、都道府県の支援の下で実施されている企業の森林保全活動を扱った研究は少なく、また里山保全の視点から都道府県の支援施策の課題や活動の実態を明らかにした研究は少ない。今後企業を里山保全の主体として捉え、行政支援のもと活動参加を促進するためには、さらなる研究の蓄積が必要であると考えられる。

第3節 本研究における課題と研究の目的

第1項 本研究の視点

これまで述べたように、現状では都道府県を中心に企業の森林保全活動を支援する動きがみられ、様々な地域に渡って施策が拡大している。そのため都道府県の支援のもと、企業の里山保全活動が促進される可能性がある。

一方、企業は森林保全活動を目的として組織された団体ではないことから、活動に対する専門知識を持たない。そのため受け入れ側の行政の支援方法によって、企業の森林保全活動の状況が異なることが想定される。これまでの行政の政策・支援の経緯をみると、里山保全を政策の目的の1つに掲げながらも、林業を所管する省庁を中心に支援が進められてきた。都道府県においても林務専門部署が企業の活動を支援していることが想定され、木材の生産を主目的とするような人工林育林事業を念頭に支援施策が進められている可能性がある。そのため行政の支援施策が企業の里山保全活動に対して十分に対応できておらず、企業の里山保全活動実施には何らかの負担や障害が伴う可能性が考えられる。

今後行政支援のもと企業の里山保全活動を促進するためには、行政支援が参加企業の負担や障害に対応することが重要である。このとき現状の支援施策の下活動を実施する企業にとって負担と考えられる活動内容を明らかにする必要があると考えられた。

第2項 研究の目的

以上より、本研究では行政支援による企業の里山保全活動促進の知見を得るため、都道府県の支援施策に基づく企業の里山保全活動の負担を明らかにすることを目的とする。

第3項 本研究における課題の設定

本研究においては、都道府県の支援方法を把握し、行政の支援施策に起因する企業の里山保全活動の負担を明らかにすることを第一の課題とする。

次に、企業の里山保全活動の実施内容を把握し、施策に起因する負担が活動実態にどのように反映されているのか明らかにすることを第二の課題とする。同時に、活動を実施する企業がどのような目的と動機を持って里山保全に参加しているか意識調査を行う。以上から都道府県の施策に基づく企業の里山保全活動の負担を明らかにし、企業の里山保全活動促進のために必要とされる行政支援を検討する。本研究は図1-4の構成をとる。

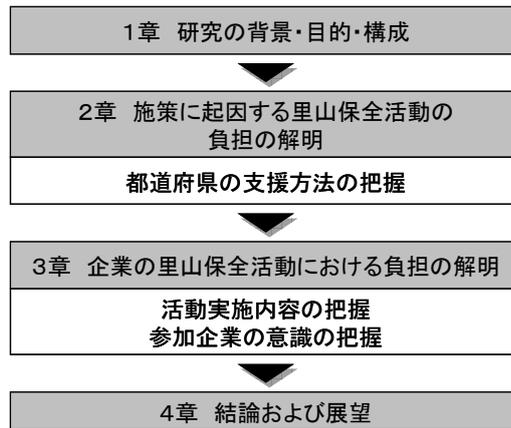


図1-4 本研究の構成

第4節 研究の方法

第1項 研究対象地

本研究では関東地方（1都6県）において企業の森林保全活動を支援する施策と、施策の下実施される事例を対象とする（図1-5）。本対象地では複数の都道府県による施策が導入されている（（社）全国林業改良普及協会 2008）。また首都東京を含むことから全国事業所の約3割（総務省統計局平成18年事業所・企業統計調査）、資本金10億円以上の企業の本社が5割強集積し（関東地方整備局 関東地方長期ビジョン 2002）、企業の立地が多いことから活動事例数の確保が可能であると想定される。自然環境の点では中央部に関東平野を含む一方で、北と西には山地が存在し様々な地形条件が存在することから、異なる森林の状況が確認できると考えられた。以上から本地方は研究対象地として適当であると考えられる。



図1-5 研究対象地

第2項 本研究で用いる用語の定義

①里山の定義

集落に近く薪炭林や農用林として利用されてきた里山は、木材生産を主目的として保育を要する森林とは異なり、身近な自然とのふれあいの場や人為的な管理の下で生物相を保全しうる場として再評価されている林地である（角南 1998）。本研究対象地である関東地方では東京都心を中心として、低地・台地・丘陵地を中心に住宅地開発が進行したとされ、人の主な居住地域は低地から丘陵地にかけて立地していると考えられる（武内・吉岡 1982）。そのため本研究では林地へのアクセス特性として地形区分を考慮し、関東地方において農用林等として利用されてきた平地林を里山として定義する（犬井 1996）。ここでの平地林は地形区分上、低地・台地・丘陵地・低山地までに立地するものとされていることから、地形分類大区分における山地・火山地の急斜面地に立地しない森林を里山とした。植生については、拡大造林による広葉樹林の人工林化の影響や土地所有者の意向により人の居住圏からの距離と関係なく事例によって異なる場合があると考えられる。そのため本研究では植生は考慮しない。

②企業の定義

本研究では経済活動を営みながら保全活動を実施する新たな森林保全主体として企業を取り上げるため、営利を目的とする社団法人である会社を扱う。また森林保全活動に携わる企業は大規模な企業が多いとされており（（社）国土緑化推進機構 2008）、経営規模の大きい企業の一般的な形態は株式会社であることから、本研究では会社の中でも株式会社を企業と捉えるものとする。

③森林保全活動の定義

企業は経営資源を有しており、森林保全活動においても行政やNPO等に対する金銭的・物的支援による森林保全参加の可能性がある（近藤 2003）。そのため金銭的支援を含め、都市住民等による森林保全活動内容を参照し、保全活動を定義する。表1-2に参考既往研究と定義の具体的な指標を示す。

表1-2 本研究における森林保全活動の定義

森林保全活動	森林や里山保全団体等への金銭支援や物資の提供による援助		近藤(2003)
	森林を活動地とし、以下の活動を実施するもの。		
	活動の内容	具体的な内容	
	育林作業の一部	植樹、下刈り、間伐等	江成(2000)
	空間利用による環境教育、レクリエーション	自然観察、ゲーム、散策、地域住民との交流等	竹本(2003)
	間伐材・副産物の加工利用	茸取り、クラフト作り等	
	環境整備	作業道整備、ベンチ等施設整備等	

第2章 施策に起因する里山保全活動の負担の解明

第1節 本章の視点

本章では施策に起因する里山保全活動の負担の解明を目的に、都道府県の施策の実態把握を行う。

前章で述べたとおり、都道府県による支援施策は近年整備数が増加しており、その整備状況は明らかではない。そこでまず対象地における施策の整備状況を概観する。施策の基礎情報として、導入年度、所管部署、根拠法令・文書の内容、施策の目的を把握した。また保全対象森林に里山が該当するか明らかにするために、施策が定める保全森林の特徴を踏まえ、前章で述べた里山の定義に従い活動地を分類した。

次に各施策の支援方法を明らかにする。森林保全の活動においては活動実施の前提として活動地の確保が必要である。そのため都道府県が活動地をどのように企業に提供しているか把握した。次に活動実施に際しては活動内容を決定する企画段階と、企画に基づいて実施される活動実施段階での支援が重要であると考えられる。そこで企画段階と活動実施段階の2つの過程における都道府県の支援方法を把握した。最後に、活動が実施された結果、都道府県が企業の活動をどのように認定・評価しているかを明らかにした。

第2節 作業手法

①都道府県による森林保全活動支援施策の整備状況と支援方法

文献調査および都道府県担当者への聞き取り調査を実施し、施策の整備状況と支援方法を把握した。使用した文献の主な内容を表2-1に示す。

聞き取り調査は2009年6月から12月にかけて行い、直接面談および電話により1人あたり15分から2時間をかけて行った。またE-mailによる調査を併用した。調査項目を表2-2に示す。

表2-1 施策調査における使用文献

文献の内容	施策の内容を定める条文・要綱・要領・協定締結様式・ その他事務文書 森林政策に関する計画書・地図 都道府県の提供資料・活動事例リスト等のデータ 都道府県公式HP 活動参加企業の提供資料(活動報告書) 活動企業の公式HP
-------	---

表 2 - 2 施策調査における調査項目

施策に関する項目		事例に関する項目
制度名	行政の支援方法と企業の活動内容	参加団体名称
導入年度	活動の評価方法	協定締結日
所管部署	協定年数設定基準	協定期間
根拠となる法令・規則・文書	他制度との互換性の有無	森林の所有
策定の経緯・趣旨・目的	企業以外の制度参加主体の有無	森林の位置
対象森林の定義、提供方法		

②保全対象森林の把握

都道府県への調査で把握した森林位置（活動地）が里山に該当するか明らかにするため、地図上の作業を実施した。ArcGIS9.2（Esri社）を用いて、都道府県から提供を受けた森林の所在地地番もしくは地図資料を元に、国土数値地図（20万分の1地図画像、2500分の1空間データ基盤）および河川（2006年・国土数値情報）に基づき、森林位置を地図上に布置した。得られた森林位置を地形分類（50万分の1土地分類調査）と重ね合わせ、里山に該当する森林を抽出した。

第3節 結果および考察

第1項 都道府県による森林保全活動支援施策の整備状況

2009年6月時点において、関東地方では栃木県を除く1都5県の都道府県で、8の森林保全活動を支援する施策が整備されている。これらの施策に基づき、83の森林保全活動事例が実施されていた。施策の概要を導入年次順に表2-3に、森林保全活動地の分布を図2-1に示す。

施策の導入年度をみると、最も早く制定されたのは「神奈川県水源林パートナー制度（1998）」である。この制度は全国の都道府県施策の中でも最も早く制定されていることから（（社）全国林業改良普及協会 2008）、ここ約10年間程度の間には都道府県による支援施策の整備が進んだことがわかる。前章に示したように、2006年度以降全国都道府県で施策策定数の増加率が上昇しているが、対象地においても2006年以降に整備された施策は8施策中4施策と半数にのぼる。2006年以降特に施策の整備が進められたのは、企業側のCSRの意識の高まりと森林保全活動に対する需要の増加があったためと考えられる。2000年～2002年にかけて我が国および我が国の経済に影響力を持つ米国において大企業による不祥事が相次ぎ、企業の社会的責任を問う世論が強まった（小坂 2007）。こうした背景を受け、2003年3月に我が国有数の経営者団体である経済同友会が、CSRを踏まえた経済活動を提唱

した（（社）経済同友会 2006b）。この提唱をきっかけとして我が国でもCSRが注目されるようになり、CSRを扱う部署を設置する企業の増加、CSR経営が台頭したといわれている（池邊 2008）。近年ではCSRが企業の順位付けや投資の指標となる動きもあり、CSRが企業経営とより直接的に関連付けられる動向にある。対象地の都道府県においても、企業からの森林保全活動に対する問い合わせや要望が増加し、施策創設を検討した事例がみられた（東京都・埼玉県への聞き取り調査による）。

所管部署をみると、全8施策で林務を扱う部署が施策を所管している。前章でも述べたように、市町村においては林務を専門に扱う部署の設置が少ない。そのため従来の森林政策と同様、企業の森林保全活動支援においても、都道府県の林務専門部署が担当となっていることが確認された。また8施策中2施策では都道府県緑化推進委員会が運営を実施しており、対象地においても国土緑化運動の体制が企業の森林保全活動支援に活用されていることが確認された。

施策の根拠法令・文書をみると、地方自治体が立法する条例・規則に基づく施策は8施策中1施策に留まる。事務処理文書である要綱や事務要領等に従う施策が5施策、施策のための個別文書整備がないとするのが2施策であった。

地方公共団体が住民の権利を制限し義務を課すためには議会の議決を経て制定する法律または条例の根拠が必要とされる。そのため住民に権利や義務を課さないような施策、例えば住民の自発的な行為を求めるような非権力的な行政作用については、法律または条例の制定をまたず、要綱などの文書を根拠に施策が行われる場合がある（山代 1997）。企業の森林保全活動は企業の自発的な行為であり、参加する企業の自主的な意志に基づく活動を促進させる施策である。そのため法律や条例によらない形式が採用されやすいと考えられた。

施策の目的をみると、首都東京周辺の地域内でありながら、施策の制定目的は様々であることが確認された。目的の内容を概観すると、大別して以下3つの目的があると考えられた。

- ①環境問題の解決
- ②森林保全
- ③国民に対する森林保全の普及啓発

①に該当する施策として、「神奈川県水源林パートナー制度（1998）」、「東京都企業の森（2007）」の2施策が考えられた。これらの施策では都道府県が進める水源林涵養事業および花粉症対策事業の一環で、企業の森林保全活動を支援していた。これら施策では環境改善の一手法として森林保全施策を進めており、環境問題を解決するための既存事業に企業の森林保全活動支援を取り入れている。そのため両施策では、既存事業の目的に即し保全対象森林の特徴や活動地の立地範囲が規定されている。

②に該当する施策として、「千葉県里山保全、整備及び活用の促進に関する条例（以下

千葉県里山条例と記述する) (2003)」、「神奈川県森林再生パートナー制度 (2009)」がみられた。これらの施策では都道府県が進める里山保全および森林再生事業の一環として企業の森林保全活動を支援していた。これら施策では①と同様に、既存の事業に企業の森林保全活動支援を取り入れている。しかしながら既存事業が地域の森林保全を目的とすることから、①の施策と比べ保全対象森林の特徴や活動地の立地範囲の限定は緩やかであった。

③に該当する施策として、「群馬県企業参加の森林づくり (2005)」、「埼玉県森づくりサポートセンター (2006)」および「茨城県森林づくり情報発信事業 (2008)」が考えられた。「千葉県法人の森制度 (2002)」については県有林経営事業の一環として企業の活動支援を行い、県有林整備と普及啓発を主な目的としている。そのため②および③の目的を掲げるものであると考えられた。普及啓発を目的とする施策は全8施策の半数を占め、割合は最も高い。森林保全に企業を含めた多様な主体の参加を求める「国民参加の森林づくり」においては“森林づくりを社会全体で支える気運の醸成と森林整備の重要性について国民の理解を深める”としており (林野庁 2009)、国民への普及啓発は施策上重要な位置づけにあると考えられる。そのため都道府県の支援施策においても、国民参加の森林づくりにおける政策の姿勢が継承されていると考えられた。

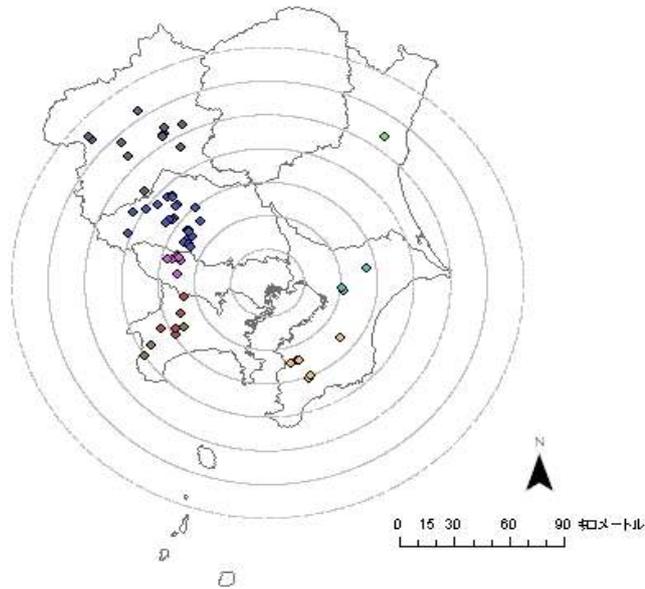
施策が定める保全森林の特徴および活動地に占める里山の割合をみると、全活動地が里山に該当するのは「千葉県里山条例」「千葉県法人の森制度」および「茨城県森林づくり情報発信事業」である。千葉県の活動地が里山に該当する理由としては千葉県では地形区分上山地域が存在しないことが挙げられる。また千葉県里山条例では施策の目的である里山保全に即し、市街地から比較的距離の近い台地上に活動地が立地していた。茨城県については、森林保全の普及啓発が施策の主な目的であるが、資産として保持され管理放棄が進む平地林を保全対象とする (茨城県への聞き取り調査による)。そのため活動地が里山に該当したと考えられる。

他方、活動地に里山が該当しないのは「神奈川県水源林パートナー制度」「神奈川県森林再生パートナー制度」である。これらの施策は既存事業の一環として企業の支援を実施しているが、この既存の事業が山地域の森林の保全を進めているためである。結果、企業の活動地は本研究で定義する里山に該当しないことが確認された。

その他の施策では活動地に里山が占める割合に差がみられることがわかった。「東京都企業の森」では主に都内丘陵地・山地に位置する6市町村から活動地が選定されており、結果丘陵地に立地する活動地の一部が里山に該当していた。「群馬県企業参加の森林づくり」および「埼玉県森づくりサポートセンター」の2施策においては、保全対象森林を特に限定せず、地域全体の森林を対象としながらも、活動地に里山が占める割合は半数に満たない。施策の運用上、里山が活動地として選定されにくい状況にあることが示された。

表 2 - 3 調査対象都道府県で整備されている施策

都道府県名	施策名	導入 年度	所管部署	根拠法令・ 文書	目的	保全森林の特徴	里山/ 全活動地 (割合%)
神奈川県	水源林 パートナー制度	1998	農政部 森林課	要綱 要領	水源林 涵養事業	標高 300 以上に 位置する水源林	0/19 (0%)
千葉県	法人の森制度	2002 (2007 改正)	農林水産部 森林課	実施要領	普及啓発 県有林の整備 促進	県中南部に位置 する県有林	10/10 (100%)
千葉県	里山保全、 整備及び活用 の促進に関する 条例	2003	農林水産部 森林課	条例 基本計画	里山の有する 多様な機能を 持続的に発揮	県域全体の日常 生活地域に近い 樹林地等	3/3 (100%)
群馬県	企業参加の 森林づくり	2005	環境森林部 林政課	なし	普及啓発	定めず	6/16 (37%)
埼玉県	森づくりサポ ートセンター	2006	農林部 森づくり課	実施要領	普及啓発	定めず	5/25 (20%)
東京都	企業の森	2007	農林水産 振興財団 (農林水産部森林課)	なし	花粉症対策	都西部 6 市町村 に位置する伐採 契約が結ばれた スギ林等	2/6 (33%)
茨城県	森林づくり 情報発信事業	2008	緑化推進機構 (農林水産部林政課)	規定	普及啓発	管理放棄された 平地林	1/1 (100%)
神奈川県	森林再生 パートナー制度	2009	農政部 森林課	要綱 要領	荒廃森林の 再生	荒廃森林	0/3 (0%)
合計							27/83 (32%)



- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| ◆ 神奈川県水源林パートナー制度 | ◆ 埼玉県森づくりサポートセンター |
| ◆ 千葉県法人の森制度 | ◆ 東京都企業の森 |
| ◆ 千葉県里山保全、整備及び
活用の促進に関する条例 | ◆ 茨城県森林づくり情報発信事業 |
| ◆ 群馬県企業参加の森林づくり | ◆ 神奈川県森林再生パートナー制度 |

図 2 - 1 森林保全活動地の分布

第 2 項 都道府県による森林保全活動支援施策の支援方法

本項では都道府県の支援方法として、まず活動実施の前提である活動地がどのように提供されているかの把握を行う。次に活動内容を決定する企画段階と、企画に基づいて実施される活動実施段階での都道府県の支援方法を把握した。また企業参加を促す支援方法として、都道府県が企業の活動をどのように認定・評価しているかについても明らかにした。表 2 - 4 に結果を示す。

都道府県による活動地の提供方法をみると、全 8 施策において、企業は他森林所有者の森林を借用して活動を実施していることが把握された。「神奈川県水源林パートナー制度」「千葉県法人の森制度」「東京都企業の森」においては、都道府県が森林の所有者もしくは管理者であることから、予め県が活動地を指定もしくは限られた候補地内から選定していた。行政主導の元、活動地が提供されている施策であるといえる。

都道府県が活動地を直接所有・管理しない施策においては都道府県が土地所有者や森林管理者との仲介を行っていた。県が市町村等の土地所有者に働きかけ、予め候補地を複数

用意する方法は「千葉県里山条例」「群馬県企業参加の森林づくり」「茨城県森林づくり情報発信事業」で採用されていた。一方「埼玉県森づくりサポートセンター」では予め複数の候補地を選定し公開することはしておらず、参加企業の要望を確認後、県が森林管理団体や市町村等に照会をかけ、活動地を提供していることが把握された。以上から全ての施策において企業は施策に参加することで活動地の確保が可能となることが把握された。

企画段階、活動実施段階における都道府県の支援方法をみると、活動の企画立案を都道府県と企業が共同で実施する施策は、「神奈川県水源林パートナー制度」「神奈川県森林再生パートナー制度」、「千葉県法人の森制度」、「東京都企業の森」であった。これらの施策では前項で述べたように県が進める既存の森林保全事業の一環として企業の活動を支援している。加えて都道府県が活動地の森林管理者であることから、活動における都道府県の関与が強い。そのため都道府県と企業の合議の上、活動の企画や内容が決定されていると考えられた。これらの施策では活動実施時にも都道府県の指導・助言・指導者の斡旋などの支援が定められており、施策上で支援体制が整備されていることが確認された。

他方、企画段階、活動実施段階における都道府県の支援方法を特に定めない施策がみられた（「群馬県企業参加の森林づくり」「埼玉県森づくりサポートセンター」「茨城県森林づくり情報発信事業」）。しかしながらこれらの施策においても、運用実態として都道府県による企画の立案（埼玉県への聞き取り調査および茨城県提供資料による）や、森林組合等、既存の森林整備団体への管理委託の助言（茨城県提供資料による）を行っていることが確認された。前項で述べたように、本研究で対象としている施策は参加企業の自主的な意志に基づく活動を支援するものであり、企業の要望に対応することで活動への参加が促されると考えられる。そのため既存事業の一環として企業の森林保全活動を支援しない場合には、施策上特に支援方法を定める必要がなく、事例に応じた支援方法が採用されていると考えられた。

対象地内で唯一里山保全を施策の目的に掲げる千葉県里山条例は、県が進める里山保全事業の一環として企業の活動を支援している。しかしながら企業の活動を既存事業の一環として支援する他の施策と比較し、企画段階での都道府県の支援として県による活動企画の立案などは定められていない。本条例は県域全体の里山保全を目的とすることから、企業の積極的かつ主体的な活動が求められている（千葉県里山条例・千葉県提供資料による）。そのため、各活動で行政が企画立案を行う支援方法は行政側の負担が大きく、また県域全体の里山保全にとって有効な方法ではないことが想定される。また、本条例では活動実施段階での都道府県の支援として補助金の支給や技術講習会の開催が実施されている。これらの支援も各企業が主体的に活動を実践するための支援方法であると考えられる。つまり千葉県里山条例は他の施策と比較し、参加企業の自主性に基づく活動がより求められており、そのために必要な支援方法が採用されていた。

都道府県による企業の活動の認定・評価方法をみると、全8施策で企業の活動の広報を

行っていた。主な方法は企業名称や活動内容を都道府県の公式HPに掲載するものであり、行政が企業の活動を認定しているとして、一般にも認知されやすい広報形式であると考えられる。また企業の活動を定量的に評価する方法として、保全活動に伴い森林が吸収したとみなせるCO2吸収（削減）量を算定する施策がみられた（「千葉県法人の森制度」「千葉県里山条例」「神奈川県森林再生パートナー制度」）。近年我が国の地球温暖化対策では森林のCO2削減機能の重要性が認識されている。経済活動に伴うCO2排出量削減を求められている企業にとっても森林保全活動によるCO2削減を示すことは有効であり（千葉県法人の森制度参加企業への聞き取り調査による）、都道府県による算定が進められていると考えられる。国際的にも地球温暖化対策が強化される現状において、CO2削減量をクレジット化し市場流通させる仕組みの整備が見られている。しかしながら対象地の都道府県では企業のCSRや貢献活動をより明確に示すためにCO2吸収量の算定（数値化）を行っており、CO2削減量を利用する既存市場との互換性はなかった。以上から、定性・定量的な内容の違いはあるが、都道府県による企業の活動の認定・評価は企業のCSRを明示することを目的に整備されていると考えられた。

表 2-4 都道府県による森林保全活動支援施策の支援方法

都道府県名	施策名	都道府県の支援方法			
		活動地の提供	企画段階	活動実施段階	活動の認定・評価
神奈川県	水源林パートナー制度	県が管理する森林から県が指定	内容・時期・回数を企業と協議の上決定 情報提供・助言	情報提供・助言 指導者の斡旋	表彰 県公式 HP への掲載
千葉県	法人の森制度	県が適当と認める県有林を選定もしくは指定	企業と相談の上計画を作成	指導・助言	県公式 HP への掲載 CO2 吸収量算定(2009～)
千葉県	里山保全、整備及び活用の促進に関する条例	県の出先機関が一般から活動地を募集し、HP で候補地を公開	定めず	研修・講習会の開催 補助金の支給	県公式 HP への掲載 CO2 吸収量算定(2009～)
群馬県	企業参加の森林づくり	県が候補地を収集し HP・文書で公開	定めず	定めず	県公式 HP への掲載
埼玉県	森づくりサポートセンター	企業と協議後県が市町村等へ照会し適地を選定	定めず	定めず	県公式 HP への掲載
東京都	企業の森	候補地の中から都が紹介	整備計画の規定・立案	協議のうえ共同実施	県公式 HP への掲載
茨城県	森林づくり情報発信事業	候補地の中から県が紹介候補地を HP 上で公開	定めず	定めず	発行資料への掲載
神奈川県	森林再生パートナー制度	県または土地所有者が指定	内容・時期・回数を企業と協議の上決定 情報提供・助言	情報提供・助言 指導者の斡旋	表彰 県公式 HP への掲載 CO2 吸収量算定

以上の結果から、関東地方では様々な目的や方法のもと、都道府県による企業の森林保全活動の支援施策が整備されていることが明らかになった。

これら8施策において里山保全を施策の目的として明確に掲げるのは、「千葉県里山条例」の1施策であった。千葉県里山条例の事例数をみると、施策導入年は対象地の中でも前半にもかかわらず活動事例数は停滞している（表2-3参照）。千葉県里山条例では他の施策と比較してより主体的な企画・活動の実施が企業に対して求められており、主体的な活動を促す支援方法が採用されていた。一方、企業の活動の認定・評価方法に関しては、千葉県里山条例と他施策との差異はみられず行政が企業のCSRを明示する内容であった。そのため他施策と内容に差異がみられた千葉県里山条例の企業の企画・活動の実施に関する支援方法が、企業の活動に何らかの負担を生じさせている可能性がある。

そこで以降、支援施策に起因する企業の里山保全活動上の負担を明らかにするために、千葉県里山条例に焦点を当て、企業の里山保全活動支援について詳細を把握する。このとき、企業の森林保全活動を支援する他の施策との比較を通じて、企業の里山保全活動支援施策上の課題を考察する。

ここでは「神奈川県水源パートナー制度」を比較対象として扱う。本制度は千葉県里山条例と同様、県が進める既存の森林保全事業の一環として企業の保全活動を支援している。しかしながら山地域に立地する水源林を保全対象とし、身近な自然である里山保全とは異なる趣旨のもと森林保全を進めている。また企業の活動支援においても、千葉県里山条例では企業により主体的な企画・活動の実施が求められているのに対し、神奈川県水源パートナー制度では活動の企画段階および活動の実施段階において行政の支援体制が整備されている。以上より神奈川県水源林パートナー制度は同じ企業の森林保全活動を支援する施策ながら、千葉県里山条例とは異なる保全対象森林の設定、支援方法を持つ施策であると想定される。そのため千葉県里山条例における支援の課題をより明らかにするため妥当な比較対象であると考えられた。以下両施策の詳細を把握する。

1) 千葉県里山条例

○施策策定の背景・目的

千葉県では廃棄物や残土の不法投棄による環境悪化が深刻な問題となっていた。農地や山林が遊休化していたことに加え、首都圏に位置し他県からの廃棄物搬入が容易であったことが一因であったとされる（千葉県 千葉県における産業廃棄物の不法投棄等の実態について 2002）。このような状況に対して県域全体に開発の規制をかけることは困難であり、県政に対する世論調査からも里山への関心の高まりが確認されていた。そのため規制策ではなく里山の荒廃を防ぐ整備・活用促進策をとるものとし、2003年、同県での全国植樹祭開催を契機に「千葉県里山保全、整備及び活用の促進に関する条例（里山条例）」が

施行された（千葉県 ちばの里山の保全、整備及び活用）。このように千葉県里山条例は企業によらず全県民の里山保全を支援するための施策である。対象地で唯一条例に基づく施策である理由としては、議会の議論に基づいた条例とすることで政策に正当性と権威を持たせ（西谷 1995）、県全体での取組みを進めていると考えられる。

○里山保全活動団体

本条例では保全活動団体の法人格等に制限は設けられていない。しかしながら廃棄物の投棄や無許可開発等の不適切な行為への懸念から、条例制定当初、企業等は活動団体として認められていなかった。その後企業による社会貢献活動が社会で見られるようになったため、2007年9月に条例が一部改正され企業等も活動団体として認定可能とされた（ちば里山センター ちば里山新聞第14号）。そのため本施策に参加する3企業のうち、2社については企業内に任意団体を設置した形式で協定を締結し、1社は条例改正後に企業名で協定を締結している（千葉県農林水産部森林課公式HPおよび千葉県への聞き取り調査による）。つまり本条例は従来NP0や市民による任意団体等、非営利団体を対象に設定された施策であり（千葉県 ちばの里山の保全、整備及び活用）、社会状況の変化に伴い企業という主体へ対象を広げている状況であるといえる。

○保全対象森林

千葉県では台地・丘陵地に低地（谷津）が細かく入り組む地形を有し、水田等の水辺地と薪炭林や農用林として利用されてきた樹林地等が一体となって同県の景観を形成してきたとされる。そのため本条例では里山を「日常生活を営む地域に隣接する土地のうち、人による維持若しくは管理がなされており、若しくはかつてなされていた森林や周辺の水田、水辺等」として捉えるとし、環境省が環境基本計画（1994）で定める里地の概念と同様に扱われている（千葉県 ちばの里山の保全、整備及び活用）。「人のかかわり」が薄れたことによる里山の荒廃を問題としていることから、人の居住域および人の維持管理に配慮した空間を里山として定義している。

○県による活動の支援方法

活動地の提供方法については、本施策では県による活動地の指定はない。県の出先機関が活動地のリストを収集し、インターネット上で公開する。企業を含む活動団体は活動地のリストを閲覧し、県の出先機関に照会を行う形式をとる。その後、県や出先機関の仲介のもと、土地所有者と活動団体が協定を締結し、県が認証する仕組みが規定されている（千葉県里山条例第16条）。条例制定当初は活動地のリスト公開の仕組みがなかったため、企業が県へ直接照会を行い、土地所有者・県との調整の元で里山保全活動を実施する事例がみられた（企業担当者への聞き取り調査による）。継続して里山の保全を行うことが企業

を含め活動団体の役割として規定されており（千葉県里山条例第6条）、行政ではなく、活動団体が森林整備を担う主体として位置づけられている。そのため企業が主体的に活動を行うための支援が行われており、具体的には保全活動を実践するための技術講習会や団体間で情報を共有するシンポジウムの開催などが実施されている（千葉県HP「千葉県里山条例」について 2009. 6月最終改定）。企業は活動実施の際に県や活動支援組織（ちば里山センター）から指導・助言を受けることが可能である。しかしながら原則企業と土地所有者との合意のもと活動計画を策定し、活動が実施されている（企業への聞き取り調査による）。

以上のように、千葉県里山条例は条例の趣旨・目的から、企業の主体的な活動を支援する施策である。企業の活動実施には活動計画の策定や土地所有者との合意形成が必要とされ、加えて自社の活動参加が求められる。

ここで主体的な活動が求められる一因として里山保全の特徴が考えられる。里山保全では保全目的や活動内容が多岐に渡ると考えられ、人工林施業のように保全活動の手法を明確に定められない。そのため千葉県でも活動団体に対して活動の方向性を明確に設定しないとされる（ちば里山センターへの聞き取り調査による）。

一方企業は里山保全を目的として設置されたボランティア団体とは異なり、経済活動を営むために組織された団体である。そのため様々な活動が考えうる里山において、企業が単独で活動計画の策定や里山の整備活動を実施するには困難を伴うと想定される。活動に際し他者の継続した指導や助言が必要である場合、千葉県里山条例における活動の企画・実施に関する支援方法は企業にとって負担をもたらす可能性が考えられる。以上のように千葉県里山条例の施策に起因する負担の結果、企業の里山保全活動が促進されない可能性がある。

2) 神奈川県水源林パートナー制度（比較対象）

○施策策定の背景・目的

1990年代後半神奈川県では異常湧水が発生していた。そのため当時県の新総合計画の策定作業が進められていた中で、従来の水資源の安定確保事業として実施されてきたダム建設事業に加え、森林保全による水源の森林づくりが重点プロジェクトとして導入された（神奈川県 かながわ新総合計画21）。

水源林パートナー制度は、同水源の森林づくりの一環として実施されている。1998年7月、神奈川県下の企業から寄附と森林ボランティア活動による協力応募があったことをきっかけに、水源の森林づくりにおける企業・団体からの参加協力の仕組みが事業化された（神奈川県記者発表資料 「かながわ水源の森林づくり」事業への寄附に対する知事感謝

状贈呈について：2008年6月9日）。千葉県里山条例と同様、全県民に水源林保全を求める施策において、企業の森林保全活動の支援が位置づけられている。

○水源林保全活動団体

本施策に参加できるのは団体であり、法人格の種類などは問わない。2009年3月現在27団体が協定を締結し、うち19社の企業が協定を締結している（神奈川県公式HPおよび神奈川県への聞き取り調査による）。全ての団体が株式会社のような営利団体ではないが、一方で有志による市民団体や市民による森林保全ボランティアは活動団体に含まれない。本制度は制定当初から企業が対象主体として位置付けられている。この点は千葉県里山条例と異なる点であると考えられた。

○保全対象森林

水源林パートナー制度の活動地は水源の森林エリア内から選定されている（神奈川県 2005 かながわ水源環境保全・再生施策大綱、神奈川県への聞き取り調査による）。同県では概ね標高300m以上の地域を水源の森林エリアとする（神奈川県 かながわ水源環境保全・再生施策大綱 2005）。神奈川県は森林計画において森林を3地域に区分するが（神奈川県 神奈川地域森林計画書 2008）、水源の森林エリアは3地域のうち「多様な生き物が共存する、または木材資源を循環利用するゾーン」とされ、人工林の混交林化や人工林の適切な資源循環が目標として設定されている。企業の保全活動における主な活動地は、県が取得した森林でも最大のまとまりを持つとされるやどりき水源林（約530ha）であり（石崎 2004、神奈川県やどりき水源林マップ）、19社中15社の活動地がやどりき水源林内に立地する。千葉県里山条例と異なり、活動地の多くがまとまった一箇所の地域内から提供されていた。

○県による活動の支援方法

活動地の提供方法については、本施策では県が面積や作業のしやすさ等に考慮して活動地を指定している。企業からの問い合わせに応じ県と企業が調整を行い、県と企業（団体）間で協定が直接締結される（神奈川県水源林パートナー事業の運営に関する要綱）。

また県が活動地の管理および整備を行うことが施策上規定されているため、企業は森林活動の内容、時期、回数を予め県と協議の上決定することとされている（水源林パートナー事業の運営に関する要綱、かながわ水源の森林づくり事業への参加協力に関する覚書）。県は森林活動の企画や立案、助言を支援するとし、県が提案する活動計画の中から企業が内容を選択し森林保全を行う事例もみられた（企業への聞き取り調査による）。また県は企業に森林活動の指導者等を斡旋するとしており、同県緑化推進委員会を兼ねるかながわトラストみどり財団が、用具や指導者の手配等を行っている（神奈川県への聞き取り調査

による)。

本施策の財源は参加企業・団体が負担する(神奈川県への聞き取り調査による)。参加企業は1年毎に定額の寄付金(¥600,000/年)を5年間県に寄付することが規定されており、寄付金は本施策の運営を含め前項に述べた神奈川県の水源の森林づくり事業の助成に使用される(神奈川県 神奈川県水源林パートナー事業の運営に関する要綱)。参加企業の中には活動実績を伴わず、寄付金の拠出のみで森林保全に貢献する事例もみられた(神奈川県への聞き取り調査による)。以上から本施策は行政が提供する範囲内において、県や既存のボランティア支援団体との連携の下、森林保全活動を実施することが可能な施策であるといえる。

以上のように、神奈川県水源林パートナー制度では活動地の提供から活動実施に際しての企画・指導まで、行政もしくは関連団体による支援体制が整備されている。企業は資金提供のみで森林保全に貢献することも可能であり、企業自社による活動参加の義務付けはない。山地域における森林保全活動では、傾斜の問題や人工林の育林作業など、整備内容に専門性が要求されると想定される。しかしながら本施策では森林保全活動に対する行政の支援体制が充実していることから、森林保全に専門知識を持たない企業にとっても森林保全活動への参加が可能であると考えられた。また県が直接管理・整備を行う森林から活動地が提供されているため、民間主体との合意形成や調整が不要である。このことも企業の参加を促す一因となると考えられる。図2-2に千葉県里山条例および神奈川県水源林パートナー制度における支援方法を模式図で示す。

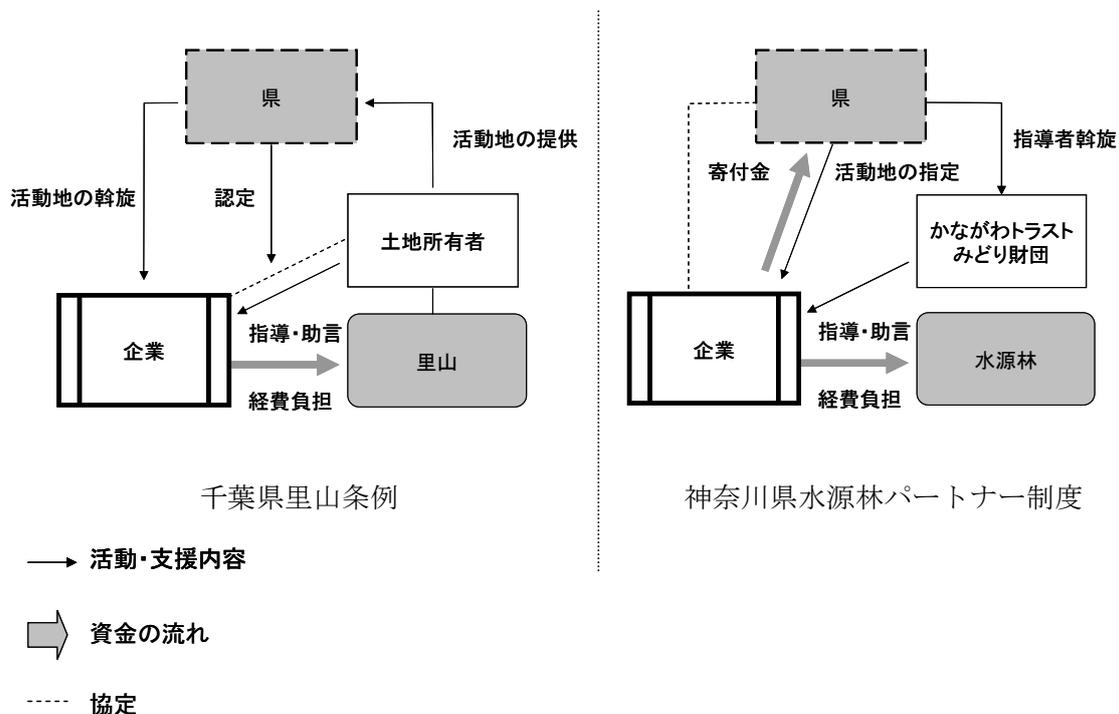


図2-2 都道府県による企業の活動支援方法

第4節 本章のまとめ

以上の結果から、都道府県の施策の実態把握を通じて得られた、施策に起因する企業の里山保全活動の負担に関する知見をまとめると以下のようなになる。

- ・ 施策の整備状況をみると、支援施策の目的および手法は様々であった。里山保全を目的として企業の森林保全活動を支援する施策は全8施策中1施策みられたが、施策導入からの経年に比べ、事例数は少なかった。

- ・ 都道府県の支援方法において全8施策で共通してみられた内容は、行政による活動地の提供・斡旋および活動の認定・評価方法であった。全8施策で都道府県は企業が活動地を借用するための支援を整備しており、また広報やCO2吸収量算定などの手法を通して、企業のCSRや貢献活動を明示していた。

- ・ 都道府県の支援方法において施策間ごとに差異がみられたのは、活動の企画・実施における支援方法であった。施策上で都道府県による企画の立案や指導者の斡旋などを定める施策がみられる一方、施策上特に定めを設けず、個別事例に応じた企画・活動実施の支援を行う施策がみられた。また企業の自立した活動を支援するための措置を講じる施策もみられ、施策ごとに活動支援における都道府県の関与の強さが異なっていた。

- ・ 里山保全を施策の目的に掲げる千葉県里山条例では、県域全体の里山保全の目的に即し、企業が自社による活動を実施するために必要な支援体制が整備されていた。一方山地域の水源地保全を支援する神奈川県水源林パートナー制度においては、特定の保全森林が企業の活動地として指定され、その中で行政による支援体制が活動の企画から実施まで整備されていた。また企業の活動参加が義務付けられているわけではなく、資金提供のみによる参加も認可されていた。

本章では施策に起因する企業の里山保全活動の負担を明らかにするため、活動を支援する都道府県の施策の整備状況と各施策の支援方法を把握した。里山保全を目的とする千葉県里山条例では事例数が少なく、企業の主体的な活動実践のための支援体制が整備されていた。他方、事例数が増加している水源林保全の施策では、行政による支援体制が施策上で整備されていた。

以上から千葉県里山条例における現状の支援体制は、新たに参加する企業にとって活動実施に負担をもたらす可能性が考えられた。

第3章 企業の里山保全活動における負担の解明

第1節 本章の視点

本章では里山保全活動を実施する企業の負担解明を目的に、前章で明らかにした施策の整備状況と支援方法が企業の活動実態にどのような負担として反映されているか把握を行う。前章と同様、対象地内で里山保全を施策の目的に掲げる千葉県里山条例に焦点を絞り、企業の里山保全活動の実施内容を明らかにする。その際、前章と同様、神奈川県水源パートナー制度の水源地保全活動を比較対象として扱う。

把握された活動実態から企業にとっての里山保全活動における負担を考察するとともに、実際に活動を実施している企業の活動目的、活動参加の動機を明らかにする。企業の活動目的・動機については詳細を把握するため個別事例法を通じて行う。

第2節 作業手法

①参加企業の把握

既存の企業情報（会社四季報 2009年2集 東洋経済新報社、日本の企業グループ2008年 東洋経済新報社、日本の会社79000 2600年 東洋経済新報社、帝国データバンク企業情報@niftyデータベースサービス、参加企業HP）を元に、企業住所、業種、資本金額、従業員数を把握する。把握した内容を元に、参加企業の業種を日本標準産業分類の大分類を基準とし、証券コード協議会における業種区分を用いて区分した。また参加企業の経営規模を中小企業基本法および（社）経済同友会（2006 a）を元に巨大企業、大企業、中小企業の3つに区分した。（以上表3-1参照）

表3-1 企業の業種区分および経営規模区分

業種区分	中小企業			大企業	巨大企業
	業種	資本金(百万円)	従業員数	左記中小企業に該当しない企業	大企業のうち従業員数が五千人以上の企業
水産・農林業	製造業	300以下	300以下		
鉱業	その他業種	300以下	300以下		
建設業	卸売業	100以下	100以下		
製造業	サービス業	50以下	100以下		
電気・ガス業	小売業	50以下	50以下		
運輸・情報通信業					
商業					
金融・保険業					
不動産業					
サービス業					

②森林保全活動実施内容の把握

企業が実施している森林保全活動の内容を確認するため、都道府県への文献調査と都道府県担当者への聞き取り調査、および企業担当者への聞き取り調査を実施した。

前章で、施策が求める自社の活動参加および主体的な活動の企画・実施が企業に負担を

もたらす可能性を示した。そこで既存調査（林野庁 2007）を参考に、自社による活動参加を示す指標として延べ参加人数と活動頻度、また主体的な活動の企画・実施を示す指標として企画・活動実施段階における他主体の支援の有無を把握した。

都道府県への調査は前章における施策の調査と同時に実施した。また企業担当者への聞き取り調査は2009年10月～2010年1月にかけて行い、直接面談、電話により5分～2時間をかけて行った。またE-mailによる調査を併用した。

表 3 - 2 森林保全活動実施内容の調査項目

活動内容
保全対象森林の状況
活動参加延べ人数
活動頻度(回/年)
企画・活動実施段階における 他主体の支援の有無

③企業の目的と活動参加の動機（個別事例研究法）

個別事例について詳細を把握するため、文献調査および企業担当者への聞き取り調査を実施し、施策の内容を把握した。調査項目を表 3 - 3 に示す。企業担当者への聞き取り調査は2009年12月に行い、直接面談により1人2時間をかけて行った。またE-mailによる調査を併用した。

表 3 - 3 個別事例の調査における調査項目

企業の目的・参加動機	活動内容
活動開始の経緯	活動地の状況
活動実施の目的	活動内容(頻度、森林整備手法等)
社員ボランティアへの支援方法	企画・活動実施段階における 他主体による支援の有無

第 3 節 結果および考察

第 1 項 企業による里山保全活動の実施内容

千葉県里山条例（3事例）および神奈川県水源林パートナー制度（12事例）における活動の実施内容をまとめたものを表 3 - 4 に示す。神奈川県水源林パートナー制度の事例については、全19事例中資金提供だけではなく活動地での活動実践を伴う14事例を調査対象とし、うち回答が得られた12事例についての結果を示している。

企業の業種をみると、製造業が全15事例中8事例を占めている。企業の経営規模をみる

と、大企業が全15事例中12事例を占め、森林保全に参加する企業の経営規模は大きい傾向にあると考えられた。製造業および大企業の参加が多い傾向は、既往研究(伊藤ら 2004)・既存調査(社団法人国土緑化推進機構 2008)と同様であった。製造業は地域に事業所や工場を持ち、地域資源である水や労働力をより必要とすると考えられる。そのため地域貢献や水源林涵養事業として企業が森林保全に参加する意義を求めやすいと考えられた。大企業の参加が多い理由としては、一般に大企業はCSRへの意識が高い傾向にあることが考えられる((社) 経済同友会 2006 a)。また同時に神奈川県水源林パートナー制度で求められる寄付金の拠出が、中小企業にとって負担となりえることが参加企業への聞き取り調査から把握された。結果大企業の参加割合が高い可能性も考えられた。

里山保全および水源林保全の活動内容をみると、里山保全活動においては周辺の畑地・水田を利用して農作業を実施する事例がみられた。低地～丘陵地上に立地し、森林以外の土地利用と近接しやすい環境にある里山保全活動の特徴であると考えられた。

年間の延べ活動参加人数をみると、千葉県里山条例では平均で神奈川県水源林パートナー制度の倍程度の人数が活動に参加していることが把握された。活動頻度については、千葉県里山条例における活動では年11回以上の活動が3事例中2事例を占める。対して神奈川県水源林パートナー制度においては、年11回以上の活動は12事例中1事例に留まり、その他11事例は全て年3日以下の活動頻度で実施されていた。以上から千葉県里山条例下での企業の里山保全活動は、山地域での水源林保全活動と比較し高頻度で活動が実施され、結果活動参加人数が多い傾向が示された。

企画・活動実施段階における支援主体の有無をみると、他主体の支援を受けず活動を実施する事例は水源林保全での1事例のみであり、多くの企業は里山保全、水源林保全によらず他主体の支援のもと活動を企画・実施していた。しかしながら企業を支援する主体の属性は施策によって異なっている。千葉県里山条例における活動では全事例で活動地の所有者である市民の支援がみられたが、神奈川県では都道府県もしくは県が関与するNPO等が企業の活動を支援していた。

以上から千葉県里山条例における企業の里山保全活動実施内容として、活動頻度・参加人数と企画・活動実施における支援主体の属性をみると、水源林保全活動実態と比較し、行政の介入が少ない状況のもと高頻度・多人数で活動が実施される傾向にあった。千葉県里山条例では企業の自主な活動と活動への参加が求められていることを前章で示したが、この施策の内容が活動実態に反映されていると考えられる。つまり千葉県里山条例が施策上求める自社参加による主体的な活動は、活動実態として高頻度な活動、市民(民間)との関係構築を必要とする。そのため山地域の水源林で行われているような低頻度かつ行政との連携に基づく活動を行うことは難しく、時間や労働力の確保が必要とされる。結果企業が森林保全活動に求める対価(例えば社会貢献として示せる森林保全活動実績)に対し、活動実施の負担が大きくなる可能性が考えられた。

表3-4 企業の森林保全活動の実施内容

施策名	企業	業種	経営規模	主な参加事業所	森林面積 (ha)	里山	森林の状況	活動内容				延べ活動人数 (人/年)	活動頻度 (日/年)	企画段階支援主体		活動段階支援主体	
								森林整備	環境整備	環境教育レク等	周辺空間での活動			行政	民間	行政	民間
里山事例 千葉県	a	製造業 (事務機器等)	巨大	県内販売会社	0.28	○	スギ人工林	植栽・間伐・竹伐採	遊歩道設置	野草園づくり	畑作業	240	12		個人 (所有者)		個人 (所有者)
	b	商業 (事務機等販売)	中小	県内本社	0.75	○	スギ人工林	植栽・下草刈り 竹林整備・間伐		シイタケづくり	畑作業 水田作業	165	11		個人 (所有者)		個人 (所有者)
	c	運輸・情報通信業 (空運業)	巨大	県外本社	0.38	○	伐採跡地	植栽				70	1		個人 (所有者)		個人 (所有者)
	平均				0.47							153.8	8.0				
水源林パートナー制度 神奈川県	A	製造業 (酒類等)	大	県外本社 県内工場	1.2		伐採跡地	枝打ち・間伐		自然観察		100	1	県			
	B	製造業 (酒類等)	大	県外本社 県内工場	0.6		人工林	植栽				100	1	県			
	C	運輸・情報通信業 (新聞出版)	中小	県内本社	調整中		スギ/キ人工林	間伐				60	2	—			
	D	製造業 (乳製品等)	中小	県内本社	0.28		広葉樹林 (溪畔林)	植栽	防護柵設置 清掃	自然観察 工作		60	2	県	NPO		NPO
	E	製造業 (石油精製)	大	県外本社 県内工場	0.3		ヒノキ人工林	枝打ち・間伐		自然観察 工作		150	2	県	NPO		NPO
	F	製造業 (電気機器)	巨大	県内本社	0.16		スギ/キ人工林	間伐	径路づくり	自然観察 工作		60	3	県		県	NPO
	G	商業 (石油製品販売)	大	県外本社	0.33		広葉樹 植栽地	植栽	鹿棚の補修			40	2	県			NPO
	H	製造業 (機械)	大	県内事業所	0.3		スギ/キ人工林	間伐	自然観察	自然観察		35	1		NPO	県	NPO
	I	サービス業 (半導体機器製造等)	大	県内本社	0.3		スギ/キ人工林	間伐				20	1	県			NPO
	J	サービス業 (ソフトウェア開発等)	大	県内本社	0.21		人工林	植栽 間伐		自然観察 ベンチ・径路づくり		60	3				NPO
	K	建設業	大	県内本社	0.22		スギ/キ人工林			自然観察 散策		120	12		NPO		
L	製造業 (機械)	巨大	県内事業所	0.28		スギ/キ人工林 広葉樹林	間伐				126	2	県	NPO	県	NPO	
平均					0.38						77.6	2.7					

第2項 森林保全活動参加企業の目的と参加動機（個別事例研究法）

前項では千葉県里山条例が定める施策の支援方法が企業の保全活動実態に反映され、結果新たに活動参加を検討する企業には活動実施に負担が伴う可能性を示した。しかしながら一方で、現状において定期的な里山保全活動の実践が少数ながらみられている。つまり現在参加している企業にとっては、現在の活動実態が企業の求める対価と見合う状況にある可能性が考えられた。そこで次に、現在里山保全活動を実施する企業の活動目的、参加動機を把握し、企業の参加を促す動機付けとなっている要因を考察することとした。

企業が森林保全活動を実施する目的と活動参加動機を詳細に把握するため、個別事例研究法で調査を行った。里山保全活動における企業の目的や活動参加の動機を把握するため、千葉県里山条例から1事例を抽出した。また前項までと同様に、比較対象として神奈川県水源林パートナー制度から1事例を抽出した。

活動に対する企業の明確な目的や動機を調査するためには、活動実績を伴うことが重要だと考えられた。そのため活動開始からの経年数を踏まえ、活動の協定契約を更新している事例を抽出した。本項で扱う2事例の活動は共に活動開始から5年が経過し協定契約の更新を行っている事例である。また両事例の企業の業種は製造業、経営規模は大企業に属し、両施策の森林保全活動において参加が多くみられる企業の業種・経営規模に属している。そのため代表的な事例として妥当であると判断した。

1) 里山保全活動事例

施策名：千葉県里山条例 企業名：A社

①活動の概要（表3-5参照）

本事例は千葉県下の個人有林で里山保全活動を実施するものである。活動地は1950～1960年代、台地上に立地する畑地に土地所有者が杉を造林し、その後管理が放棄された森林である（活動地面積0.28ha）。国土利用計画法土地利用基本計画・都市地域の市街化調整区域に立地する。

表3-5 活動事例の概要（千葉県里山条例）

企業名	業種	活動地	活動開始年月	活動頻度(日/年)	延べ活動人数(人/年)	活動内容	活動経費(年)
A社	製造業 電気機器	千葉県 千葉市	2004年 11月	12日	240	竹の伐採 スギ間伐 畑作業	参加社員の会費 ¥24,000-¥36,000 関連会社からの寄付金 ¥10,000

②A社の里山保全活動開始の背景

A社は事務機器等を製造する企業であり、同社の複写機のシェアは2007年時点で世界第一を占めている（東洋経済新報社 2009）。A社では環境保全に取り組まない企業は社会からの支持が得られないとの認識の下、環境保全を経営の1つの柱として捉えている（岸2007）。そのため省資源化等の環境負荷削減活動に加え、地球環境の回復力を高める活動を実践している。このとき環境の回復力を高める活動として、本業から紙の取扱いに関連が深い森林保全による生物多様性保全活動を実施している。

またA社では全員参加および個々の従業員が高い環境意識を持って主体的に社内外で活動を実践できることが重要であるという考えの元、1999年から「環境ボランティアリーダー養成プログラム」と呼ばれる社員研修制度を設けている（リコー環境経営報告書1999）。同研修を受講した社員を軸に社員の所属部署や地域でボランティア活動が実施されており、2004年当時首都圏でも複数の里山（森林）整備活動が行われていた。しかしながら千葉県下ではグループ会社が存在していたもののボランティア活動の実績がない状況にあった（企業担当者への聞き取り調査による）。

2004年春、経団連自然保護協議会の企画部会に千葉県の里山条例担当官が来訪し、同条例事業の紹介があった。千葉県庁は地域グループ会社の1顧客という認識もあり、本社から千葉県に關係するグループ会社3社へ里山条例への参加が提案された。

同社では国内の森林保全の問題を天然林の荒廃や人工林の管理不足による生態系の劣化と捉え、社員ボランティアによる森林生態系の保全を推進している。このような森林保全の方針が里山条例の目的と合致していたことから、県による活動地の斡旋および施業の企画や助言を受け、活動が開始された（企業担当者への聞き取り調査による）。

③里山保全活動を実施する目的

A社では環境保全活動は企業価値を高め、企業としての生き残りにつながるとの認識を持ち活動を進めているが、その際に社員個人の意識変化が重要であるとしている。特に、販売、サービスなど一般社会との接点に携わる業務では、社会変化や環境に対する感度を高め、業務内容の外縁を拓げられるように社員の意識を向上させる必要があるとする。そのため、同社の活動内容を様々なステークホルダーに情報発信する「環境コミュニケーション」活動を行っており、環境経営基盤の1つに置いている。本事例では企画を立案する役（世話人）が参加グループ会社内に設定されており、世話人の社員が土地所有者とともに年間活動内容を作成している。このように里山保全活動は社員が地域の様々なステークホルダーと直接繋がりを持てる場であり、活動の継続を通して参加社員の意識が高められ、最終的には地域主体での自立した活動の場になることが期待されている（企業への聞き取り調査による）。

④ A社にとっての活動参加の動機

前章で述べたように千葉県里山条例では都道府県によるCO2吸収(削減)量の算定が2009年から導入されている。しかしながらA社はCO2認証等の定量的な評価よりは、現状の放置された人工林を生物多様性保全の視点から改善していくことを目標としている。評価ありきではなく生物多様性を保全する哲学や理念、具体的な目的が存在するべきという認識が把握された。

しかしながら評価が不要ということではなく、企業の先進的な事例や活動の本質を外部が評価する制度を求めていることが確認された。経済セクターでは競争原理が働くため、結果として先進事例に他企業や市場が追随していく形になる。そのため先進的な取り組みを実施することが企業評価に繋がり、結果企業価値が向上するという認識のもと、活動が実施されている。里山保全活動はA社にとって企業を構成する社員の環境意識を高める機会であり、最終的に企業価値の向上に結びつく活動として位置付けられている(企業担当者への聞き取り調査による)。

以上のようにA社では企業価値向上のためには社員一人一人からの意識変化が必要であるという認識のもと、①生物多様性を保全する活動②地域とのコミュニケーション活動として里山保全活動を実施していることが把握された。そのため活動単体への評価よりは、里山保全活動を通じた社員の意識向上を狙い、結果間接的に企業価値全体への評価向上を求めていることが示唆された。

経営者団体である(社)経済同友会は2008年、“感受性を磨き社会課題と自社の事業活動の関連を発見することで信頼と価値創造につなげる”「価値創造型CSR」を提唱している((社)経済同友会 2008)。同提言において、社会的な視野や感受性を持った人材の育成が指針として挙げられ、“変化が激しい時代では広い視野と感受性による差異性(付加価値化)、柔軟性、即応性が重要であることから、そのような要素を備えた人材の育成は企業にとって効果がある”としている。また栗屋(2007)は、「戦略的なフィランソロピー(社会貢献活動)」は企業と社会両方の発展を目的とするものであり、従業員の能力開発や未来の従業員の育成が戦略的なフィランソロピーに該当するとしている。A社の里山保全活動はここで述べられている人材育成、従業員の能力開発の1手法であると考えられる。社会状況の変動が激しい今日においては、社会変化に対応しうる人材の育成がA社にとっての里山保全活動参加への動機になっていると考えられた。

2) 水源林保全活動事例

施策名：神奈川県水源林パートナー制度 企業名：B社

①活動の概要（表3-6参照）

本事例は神奈川県下の県有林で水源林保全活動を実施するものである。活動地は手入れが不足するスギ・ヒノキ等の人工林である。国土利用計画法土地利用基本計画における森林地域の保安林に該当する。本事例の活動開始の目的・参加動機を把握し、里山保全活動の事例と比較する。

表3-6 活動事例の概要（神奈川県水源林パートナー制度）

企業名	業種	活動地	活動開始年月	活動頻度(年)	延べ活動人数(年)	活動内容	活動経費(年)
B社	製造業 石油・石炭製品	神奈川県 松田町	2004年 12月	2日	150	針葉樹の間伐 自然観察 木工工作	県への寄付金 ¥600,000 実費経費(自社負担) 約数十万円

②B社の水源林保全活動開始の背景

B社は石油元売りの企業であり、我が国で扱われている石油の4分の1を販売している（新日本石油便覧資料 <http://www.eneos.co.jp/binran/data/pdf/42.pdf> 2010/1/5 閲覧）。同社は業務上大量の危険物を取り扱う。よって社会基盤を支える危険物を安定して社会に供給する経済活動そのものが、自社のCSRであるという認識も存在した。2003年頃から他社のCSR活動が見られ始めたが、B社については取り扱いが立ち遅れていたとされる。

2003年、社会の動きに対して自社でCSR活動を実施していないことが問題となり、社員からCSR活動の企画を募る勉強会が開催された。この時、同社の製品利用によるCO2排出量が我が国全体のCO2排出量の10%を占めることから、地球温暖化対策への社員の意識啓発を兼ねCO2削減に寄与する森林保全活動の提案がなされた（企業への聞き取り調査による）。

B社は製油所が存在する都道府県で森林保全活動を実施しているが、神奈川県下の活動は同社の活動の1事例目に該当する（新日本石油 NEWS RELEASE 2009年4月22日 添付資料）。最初に神奈川県が選定された理由は、同県にB社の事業所が集積し、B社の経済活動上重要な位置づけを持つ都道府県であったためである。また活動開始の2004年当時既に水源林パートナー制度が導入されており、期間を待たず活動を開始することが可能であったことも起因している（企業への聞き取り調査による）。

2004年に活動実施に対する社内での合意が得られたことを受け、同年12月に神奈川県

との活動協定が締結された（新日本石油 ニュースリリース 2004年12月2日 資料）。

③水源林保全活動を実施する目的

B社では環境・エネルギーに関する社会貢献の一環として森林保全活動を実施している。森林保全活動を選定した理由は前述のとおり温暖化対策として対外的にも非常に理解しやすいためでもある（新日本石油 ニュースリリース 2004年12月2日 資料）。

また同社では他にも環境・エネルギーに関する社会貢献活動を実施しているが、実施事業所の限定や参加条件が設けられるなど必ずしも全ての社員が参加できる事業ばかりではない（新日本石油グループ CSR レポート 2009）。その中でB社の森林保全活動は一般社員に最も門戸が開いている取組みである（企業への聞き取り調査による）。そのため本活動を継続的に実施し社員参加を促すことで、社員に対する社会貢献活動の普及や意識の浸透・定着を図るとしている。

同社では森林保全活動を以下の2つの形式で実施している。

①社員の活動実践を伴うこと

②自社で森林を保有せず森林所有者の活動支援を行う形式を取ること

社員による活動実践を伴うとするのは、前述のように活動を継続させるためである。具体的な活動実践がなされることで、活動を社内・社外に広報することが可能となり、定期的な活動の広報が結果として社内・社外に対する活動の普及啓発と活動の継続につながると認識されている。

森林を自社で保有しない理由は、CSR活動を実施する同社の姿勢にある。同社ではCSR活動は本業を存続していく上で企業価値をあげるための活動と認識している。そのためCSR活動を実施することで企業価値が下がることは同社が活動を実施する趣旨に反する。同社は輸入石油を取り扱う業種であることから、海外の石油会社のように油田等の土地を所有しておらず、結果として鉱業系の履歴がある石油会社の例にみられるような社有地における緑化活動を実施してこなかった。このように従来森林保全活動に精通する企業ではないことから、CSRとして実施した森林保全活動の結果、森林の状況悪化に伴う環境の悪化と企業の評判低下を招くリスクを回避している。そのため同社の森林保全活動は全て林野庁の外郭団体もしくは地域行政の活動を支援する形式をとっている。神奈川県では、県・かながわトラストみどり財団が関与するNPO（かながわ森林インストラクターの会）が企画を立案し、同NPOの指導の下、活動を実施している（企業への聞き取り調査による）。

④B社にとっての活動参加の動機

B社にとって森林保全活動は一般社員による社会貢献活動が実践可能な場であり、社内への普及啓発を図る活動である。また対外的には広報や企業価値の評価を受ける活動として実施されている。社内への普及啓発や対外的な評価の向上を高めるため、現状で

は活動の継続を第一義と認識し、規模の拡大は行わないとしている（企業への聞き取り調査による）。このようにB社は社内における普及啓発の促進を目的として森林保全活動を実践しながらも、同時に森林保全活動によって得られる企業価値の向上も重視している。そのため森林保全活動と本業で求められる地球温暖化対策のイメージのつながりなど、対外的な企業評価や広報の効果も意識されている。

以上のようにB社は社内および社外への活動実践の効果を高めるためには、活動の継続が重要であるという認識のもと活動を実施している。活動継続の要件として、社内への現状の活動の定着を重視し、また林野庁の外郭団体や地方自治体等の支援を行う形式をとる。

企業の評判は企業価値を左右するため、企業は自社の評判を継続して維持・管理する必要があるといわれている（小具 2007）。B社の活動形態は企業の評判を維持・管理するために必要である状態であると考えられた。つまりB社がCSRとして森林保全活動に求める評価や効果と活動実施状況の均衡がとれている状況であると考えられる。

また行政の支援を受ける一方で、地域利害関係者としてNPOとの協働を要望しており、森林保全活動はB社にとって地域貢献や地域との関係構築の場としても意識されていることが把握された。行政の支援のもと得られる社会的な評価と、行政を通じた地域との関係構築がB社にとっての活動参加への動機になっていると考えられた。

A社およびB社の活動を表3-7にまとめて示す。

表3-7 企業の森林保全活動事例
 (上) 千葉県里山条例 (下) 神奈川県水源林パートナー制度

	森林保全活動の特徴	参加の動機	企業の利点
A社	里山保全 高頻度 自社・市民による共同実施	社員教育 地域利害関係者との関係構築(市民)	企業価値と 競争力の向上
B社	水源林保全 低頻度 行政事業の補助	CSR活動の明示 地域利害関係者との関係構築 (行政・行政関連NPO)	

第4節 本章のまとめ

以上の結果から、企業の活動実態把握を通じて得られた、里山保全活動を実施する企業の負担に関する知見をまとめると以下ようになる。

- ・千葉県里山条例に基づく企業の里山保全活動では、山地域の水源林保全活動と比較し活動頻度が高く結果活動に投入されている人員も多い傾向にあった。また里山保全活動によらず、企業は他主体の支援に基づいて森林保全活動を実施する傾向にあった。しかしながら支援主体の属性は異なっており、千葉県里山条例では個人土地所有者の支援がみられ、神奈川県水源林パートナー制度では行政や行政に関係があるNPO等の支援がみられた。

- ・里山保全活動は定期的な活動実践が必要とされることから、社員教育や地域利害関係者との関係構築を求める企業に選定される事例がみられた。他方山地域の水源林保全活動においても都道府県やNPOとの協働を通じて地域利害関係者との関係が意識されており、企業にとって森林保全活動は地域との関係を意識した活動であることが示唆された。

以上より千葉県里山条例が施策上企業に求める主体的かつ活動参加の内容が、高頻度かつ個人土地所有者（市民）の支援に基づく活動実態として表れており、活動上の企業負担となりうる可能性が考えられた。つまり千葉県里山条例の支援体制は行政の介入が活動時に少なく、企業にとっては民間の支援のもと定期的な活動実践を必要とする。そのため森林保全活動の実施に評価を求め、都道府県のような他主体の活動を支援するという姿勢のもと単発的な活動を希望する企業にとっては、現状の千葉県里山条例の支援施策では里山保全活動への参加が困難である可能性がある。他方で、山地域で実施される頻度が低い保全活動は管理放棄に伴う里山の質の低下の課題に対応できず、里山保全の趣旨に適さない可能性も考えられた。

一方、里山保全活動の特徴は地域との関係構築を望む企業や保全活動に明確な目的を持つ企業にとって参加動機となる可能性が考えられる。中でも社会変化の大きい現状では、個々の参加者への教育効果を期待する企業にとって、里山保全活動は企業価値を向上させるための有効な場となりえる可能性が示された。企業側の経営戦略やCSRの位置づけが、企業を里山保全活動に参加させる動機を生じさせている現状が確認された。

第4章 結論および展望

本章では、2章における施策に起因する里山保全活動の負担の解明および3章における企業の里山保全活動における負担の解明を踏まえ、都道府県の支援の下、企業の里山保全を促進するための考察を行う。

第1節 結論

対象地である関東地方の都道府県において、里山保全活動の実践を支援する施策の整備は確認されたが、当該施策の活動事例数は少数に留まる現状にあった。里山保全を目的とする千葉県里山条例では行政は活動地の斡旋を行い、企業の主体的な活動を支援していた。

里山保全は様々な目的や実施形態で行われることから、施策によって活動内容を明確に定めることが難しい。また生活環境改善や生物相保全に資することから、定期的な活動の実践が求められる。結果、千葉県里山条例では民間の支援の下、定期的な活動実施がみられており、CSR活動を明示する目的などで、単発的な森林保全を望む企業にとっては負担となりえる可能性が考えられた。他方、水源林保全を目的に山地域の森林保全を進める神奈川県水源林パートナー制度では、活動の企画から森林整備時の指導まで行政による支援体制が整備されており、事例数の増加がみられた。しかしながら神奈川県水源林パートナー制度でみられたような支援方法をそのまま里山保全に適用するのは困難であると考えられる。なぜならば里山は人の居住地域周辺に立地し、山地域に立地し単発的に活動を実施しても社会から妥当性が得られやすい森林とは保全に求められる内容が異なるためである。

また企業は里山や山地域によらず他主体と連携して森林保全活動を実施していることが確認され、“自発的であるからといって必ずしも自立性が保障されない(山本 2003b)”状況であると考えられた。そのため小規模に分散する傾向にある里山で行政が個々の企業活動を支援することは、受け入れる地方自治体の負担増加につながる可能性がある。

一方、里山保全活動は定期的な活動が必要とされ、人の居住地域と活動地が隣接する特徴を有することから企業の社員教育や地域利害関係者との関係構築に寄与することが示唆された。地域との関係構築の意識は山地域で保全活動を実施する企業にもみられ、企業にとって森林保全は地域を意識した活動であると考えられた。

以上の点から企業の里山保全活動支援においては、単なる参加活動数の増加を目指すのではなく、企業の経営方法や戦略を踏まえた参加企業の同定、また行政のみならず地域で企業の里山保全活動を支援することが重要であると考えられる。加えて都道府県が企業の参加に際して積極的な動機付けを設定することが、今後の企業の里山保全活動促進における行政支援に必要であるといえる。

第2節 企業の里山保全活動促進に向けて

千葉県里山条例下で実施されているような高頻度かつ主体的な活動は企業にとって負担となる可能性があることを示した。他方、里山保全参加に社員教育等の参加動機を見出す企業も存在することから、今後企業の里山保全活動を促すためには、①負担の軽減、②負担以上の参加動機の付与、の2点の側面からの行政支援が重要であると考えられる。

負担を軽減する支援方法としては、水源林保全活動でみられたように行政や既存NPOによる支援体制を強化する方法が考えられる。このとき小規模の里山に企業の活動を分散させない例として、複数の企業による共同活動が考えられる。事例として環境保全側の取り組みであるが、東京都環境局が実施する東京グリーンシップアクションが挙げられる。本事例では各活動地に企業の活動を支援するNPO団体が設定されており、また1活動地で同時に複数の企業が活動を行う事が可能である（東京都環境局自然環境部緑環境課 東京グリーンシップアクション平成21年度募集要項）。

次に都道府県による積極的な参加動機の付与が考えられ、事例として名古屋市の都市再生緊急整備事業における検討事案が挙げられる。名古屋市では市街地開発に伴って良好な公共空間を創出するため、空地の確保等の開発を行う民間事業に対して容積率の緩和等の開発規制緩和を実施している（名古屋市HP 都市再生緊急整備地域の概要：

<http://www.city.nagoya.jp/jigyou/kenchiku/keijiban/nagoya00008471.html>。2010/2/8閲覧）。2010年1月現在、名古屋市住宅都市局では都市再生緊急整備事業の持つ柔軟性を利用し、里山のような遠隔地の緑地保全にも公共空間確保の仕組みを拡大解釈して適用する事案を検討している（朝日新聞記事2010/1/2 里山守れば高いビル建設認めます 名古屋市が新制度検討：<http://www.asahi.com/national/update/1226/NGY200912250029.html> 2010/02/8閲覧）。仮にこの事案が実行されると、里山保全を行う民間企業は開発に伴う規制の緩和を受けることが出来、企業に里山保全参加の動機を付与する1手法になりうる。

企業という主体の参加を促すためには、企業のCSRの明示や保全活動の実施に対する行政支援に加え、企業の経営利益に直接資するような支援方法も重要であると考えられる。

第3節 本研究の課題

施策の整備実績を踏まえ、本研究では都道府県の支援に基づく企業の里山保全活動の負担を把握し、行政支援の課題を考察した。他方、基礎自治体である市町村は土地利用を含めたまちづくりの一環として森林政策を担うとされ（柿澤 2004、成田 1997）、近年市町村による里山保全に関する条例の制定も進められている（三瓶・武内 2006）。今後地域において行政支援に基づく企業の里山保全活動を促進していくためには、市町村の施策と施策下に基づく活動についても解明する必要があると考えられる。

引用文献

- 栗屋仁美 (2007) : CSR とフィランソロピー、亀川雅人・高岡美佳「CSR と企業経営」、学文社、256pp、pp123 - 143 に収用
- 池邊このみ (2008) : CSR により推進される持続可能な社会に向けた技術ーランドスケープ領域のさらなる発展にむけてー。ランドスケープ研究 72(3)、254-257
- 石浦邦章・加我宏之・下村泰彦・増田昇 (2005) : 市民団体による里山保全活動の運営形態の発展プロセスに関する研究。ランドスケープ研究 68(5)、617-622 石神智生 (2006) : 社会貢献活動としての国内企業の森林整備。森林環境 (3)、224-227
- 石崎涼子 (2004) : 都道府県による施策形成と森林管理 :ー神奈川県と三重県を事例としてー。林業経済研究 50 (1)、27-38
- 伊藤涼子・佐藤宣子・境正紘 (2004) : 企業による森林・林業支援。九州森林研究 (57)、10-13
- 犬井正 (1996) : 関東平野の平地林の歴史と利用。森林科学 : 日本林学会会報 (18)、15-20
- 牛尾奈緒美 (1996) : 企業フィランソロピーに関するー考察。三田商学研究 39 (2)、157-179
- 江成卓史 (2000) : 都市住民による山林・農地管理への課題と展望。ランドスケープ研究 63(3)、186-189
- 小具龍史 (2007) : CSR と企業ブランド、亀川雅人・高岡美佳「CSR と企業経営」、学文社、256pp、pp187-207 に収用
- 柿澤宏昭 (2004) : 地域における森林政策の主体をどう考えるかー市町村レベルを中心にしてー。林業経済研究 50 (1)、3-14
- 環境省 (2007) : 第三次生物多様性国家戦略。
- 神野雅人 (2003) : CSR (企業の社会的責任) 概念の展開。みずほ総研論集 創刊号、34pp
- 倉本宣・永井敬子 (2002) : 桜ヶ丘公園雑木林ボランティアの活動と組織に対する意識。ランドスケープ研究 65(5)、455-460
- 岸和幸 (2007) : リコーグループの生物多様性を目指した取組み。ランドスケープ研究 71(3)、237-239
- 国土庁 (1987) : 第四次全国総合開発計画 (1987)
- 小坂勝昭 (2007) : 企業不祥事と「誠実な経営」(Integrity Management) 論の台頭ー日本的経営の持続可能性の模索ー。文教大学国際学部紀要 18 (1)、pp119 - 130
- 近藤修一 (2003) : 企業が取り組む「森林と里山」保全・活用事例集。全国森林組合連合会、111pp

- 佐藤岳晴・山本信次 (2000) : 都道府県における森林ボランティア支援政策の動向. 北海道大学農学部 演習林研究報告 57 (2)、113-148
- 三瓶由紀・武内和彦 (2006) : 里地保全に関連する市町村条例の類型化に関する考察. ランドスケープ研究 69(5)、763-766
- 角南勇二 (1998) : 緑地保全制度と里山. ランドスケープ研究 61(4)、290-292
- 社団法人経済同友会 (2008) : 価値創造型 CSR による社会変革～社会からの信頼と社会的課題に応える CSR へ～
- 社団法人経済同友会 (2006 a) : 日本企業の CSR:進捗と展望 自己評価レポート 2006.
- 社団法人経済同友会 (2006 b) : 第 15 回企業白書「市場の進化」と社会責任経営企業の信頼構築と持続的な価値創造に向けて.
- 社団法人国土緑化推進機構 (2008) : 「企業の森づくり」に係るアンケート調査結果ー林野庁「地域活動支援による国民参加の緑づくり活動支援事業」ー.
- 社団法人国土緑化推進機構 (2006) : 「企業の森づくり」に係るアンケート調査結果ー林野庁「森林づくり社会貢献活動推進事業」ー.
- 社団法人国土緑化推進機構 (2009) : 企業の森づくりのサポートの仕組み. 「企業の森づくり」サポート制度事例集、pp94、8-9 に収用
- 社団法人国土緑化推進機構 (2000) : 緑の募金. 国土緑化運動五十年史、526pp、117-146 に収用
- 社団法人全国林業改良普及協会 (2008) : 企業等による森林づくり活動に対する都道府県の支援等調査結果.
- 武内和彦・吉岡慎一 (1982) : 東京大都市地域の住宅地開発に伴う地形改変. 総合都市研究 15、49-58
- 竹本太郎・永田信 (2003) : 森林環境教育に向けた学校林づくり. 森林科学 37、39-45
- 恒川篤史 (2001) : 里山における戦略的な管理、武内和彦・鷺谷いづみ・恒川篤史編「里山の環境学」、東京大学出版会、257pp、204 - 218 に収用
- 寺田徹・横張真 (2007) : バイオマスエネルギーの活用からみた平地林管理シナリオの評価. ランドスケープ研究 70 (5)、673-676
- 成田雅美 (1997) : 地方自治体と森林管理. 林業経済研究 43 (2)、11-18
- 西谷剛 (1995) : 政策の立法判断. 自治研究 71 (11・12)、3-13、3-18
- 日本科学者会議 公害環境問題研究委員会 (1996) : 21世紀型企業の環境保全戦略. 水曜社、300 pp
- 日本学術会議 (2001) : 日本地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について (答申).
- 日本自然保護協会 (2002) : 「身近な自然を守る」自然保護 NGO 半世紀のあゆみ 日本自然保護協会 50年誌下 平凡社 363pp、うち pp157-173 に収用

- 野作晃明・三橋信夫・金俊豪・堰川岳（2007）：栃木県における企業の社会貢献活動に関する実態と意識に関する研究. 2007年度日本建築学会関東支部研究報告集、97-100
- 服部保・南山典子・田村和也・橋本佳延・石田弘明（2004）：兵庫県三田市における市民による里山林管理の一手法. ランドスケープ研究 67（5）、563-566
- 丸木英明・田代順考（2004）：三富新田集落における雑木林の管理の状態と所有者の居住地の関連性. ランドスケープ研究 67(5)、803-808
- 三尾尚己・上甫木昭春（2005）：地域環境マネジメントに資する木質バイオマスの利活用の在り方に関する研究. 日本都市計画学会誌 40（3）、835-840
- 水島環・加我宏之・下村泰彦・増田昇（2008）：CSR（企業の社会的責務）から捉えた地域の自然環境保全活動の位置づけに関する研究. ランドスケープ研究 71（5）、705-708
- 三菱総合研究所（2003）：森林資源に対する企業の価値意識－「法人の森林」制度に関する企業アンケート調査結果－.
- 柳井重人（2008）：緑のまちづくりにおける企業の社会貢献の現状と課題. 公園緑地 68(5)、11-13
- 山代義雄（1997）：「行政指導および要綱・協定行政」地方自治法講義、大阪経済法科大学出版部、227pp、うち 147-150 に収用
- 山本信次（2003 a）：「森林ボランティアとは何か」、森林ボランティア論、(社)日本林業調査会、345pp うち 15-28 に収用
- 山本信次（2003 b）：「森林保全と市民センター形成」、森林ボランティア論、(社)日本林業調査会、345pp うち 309-326 に収用
- 横張真（1995）：農林地の環境保全機能に関する研究. ランドスケープ研究 59(2)、101-108
- 横張真・栗田英治（2001）：里山の変容メカニズム、武内和彦・鷺谷いづみ・恒川篤史編「里山の環境学」、東京大学出版会、257pp、72 - 82 に収用
- 横張真・渡部陽介（2009）：農山村における文化的景観の動態保全. ランドスケープ研究 73(1)、10-13
- 林野庁（2009）：平成21年版森林・林業白書. 農林統計協会、182pp
- 林野庁研究・保全課（2007）：森林づくり活動についてのアンケート集計結果.
- 和多治（1996）：都市近郊における「市民の森方式」による緑地保全に関する研究 - 横浜市の市民の森制度・ふれあいの樹林制度を中心に -. 第31回日本都市計画学会学術研究論文集、145-150

謝辞

この場を借りて、本研究を通して協力していただいた皆様へ心から感謝の気持ちと御礼を申し上げます。皆様の支援・ご協力をなくして本研究は成り立ちませんでした。

指導教員であり本論文の主査である横張教授は異なる分野出身の私を研究室に加えてくださり、本分野の視点や考え方をご教示くださりました。今後も研究室で学んだ物事の問題点を見出す視点を意識し、社会や後輩へ還元できるよう努力していきたいと思えます。また、本論文の副査を務めて下さいました、自然環境学専攻・生物圏情報学分野の山本教授には異なる視点から有益なご助言をいただきました。筑波大学大学院システム情報工学研究科・緑地環境研究室の村上先生には、研究室のゼミを通じ、研究内容のみならず論理の考え方、研究の姿勢をご指導いただきました。ありがとうございました。

研究室の卒業生であり科学警察研究所研究員の雨宮さん、および博士課程の先輩である、栗田さん、宮本さん、Jayさん、Edさん、清水さん、寺田さん、渡部さんには大変お世話になりました。具体的な研究上の助言や指導はもちろんのこと、日常の研究に対する姿勢やフィールドワークでの興味関心の持ち方、造詣の深さを勉強させていただきました。また、修士課程の先輩である遠藤さん、大澤さん、田口さん、土田さん、古谷さん、南里さんには研究上の議論に加え、質問やコメントの仕方、日常の相談など細かいところでも助けていただき、身近な目標として励みにさせていただきました。後輩である松本君、三上君、柚木さん、大脇君、佐藤君、多田君、保條君、高木さん、新保さん、慶田君、瀬尾君、原山君にはゼミなどを通して活発な意見をいただきました。後輩の皆さんの研究内容や研究への積極的な姿勢が自身の研究に対してもよい刺激になりました。御礼を申し上げます。同期の石松さん、古木君、保科君、森岡さんには自主ゼミや日常の会話を通して助けてもらいました。それぞれ異なる研究テーマを持っていたことで、様々な視点からランドスケープの問題を考えることが出来たことは、自分にとって貴重な経験になったと思えます。

また、本研究の対象とさせていただいた各都道府県および企業の担当者の皆様には大変お世話になりました。神奈川県森林課、千葉県森林課、群馬県林政課、埼玉県森づくり課、東京都農林水産振興財団、茨城県緑化推進機構の皆様はお忙しいところ丁寧にご対応くださいました。各企業の担当者の方につきましても、活動内容について丁寧にご教示いただきました。深謝いたします。また本研究では直接の解析対象と出来ませんでした。山梨県、新潟県、静岡県、北海道、岐阜県、佐賀県、大分県、和歌山県の都道府県ご担当者様も資料の提供等にご協力くださいました。研究対象地と異なる条件での施策をみることで、考察の助けとさせていただきました。(社)国土緑化推進機構および(社)林業改良普及協会の方には企業の森林保全活動の動向など教えていただきました。他にも快く事例を紹介くださった行政の皆様、お話を聞かせてくださったNPO団体の方や企業の皆様にも御礼申し上げます。最後に、2年間に渡り私を暖かく見守ってくれました家族、両親に感謝の意を表します。

都道府県の支援施策に基づく企業の里山保全活動の実態解明

2010年3月 自然環境学専攻 086629 関 愛久美
指導教員 教授 横張 真

キーワード；里山保全活動，CSR，都道府県の支援施策

1. 背景と目的

集落に隣接し薪炭林などとして利用されてきた里山は、社会情勢の変化に伴い従来の利用価値を失い管理放棄が進んでいる。近年、身近な自然環境である里山を市民が管理・保全する動きが多数見られるようになった。さらに企業の社会的責任（以下 CSR）への関心の高まりから、新しい主体として企業の里山保全活動がみられている。

企業側の動向を受け、活動を支援する施策が全国都道府県で整備されている。様々な森林や企業が対象となると考えられるが、林業政策の一環として進められてきた我が国の行政支援の背景や事例報告の少なさから、行政支援に基づく企業の里山保全活動には何らかの負担や支援上の課題がある可能性が考えられた。そこで本研究は、行政支援による企業の里山保全活動促進の知見を得るため、都道府県の支援に基づく企業の里山保全活動の負担を明らかにすることを目的とした。

2. 対象地・方法

研究対象地は関東地方1都6県とする。同地域は、1) 複数の施策整備が確認され、2) 経済の中心地であり様々な企業が立地しているため、対象地として妥当であると考えられる。

本研究では研究目的を達成するため2つの研究課題を設定した。1) 施策に起因する里山保全活動の負担の解明。2) 企業の里山保全活動における負担の解明。以上を都道府県および企業への聞き取り調査と文献調査から把握した。このとき、里山を対象とした支援施策・活動事例の特徴を明確にするために、その他森林を対象とした支援施策・活動事例との比較を行い考察した。なお、本研究における里山は平地林と同義とし、地形大区分上低地・台地・丘陵地に分布する森林とした。また本研究では株式会社を企業として定義する。

3. 結果・考察

3-1. 施策に起因する里山保全活動の負担の解明

対象地では8施策のもと、83の企業による森林保全活動が確認された（表1）。里山保全を目的として企業の保全活動を支援する施策は8施策中1施策（千葉県里山条例）であった。同条例は対象地の中でも前半に整備されていながらも、活動事例数は3事例に留まる。同条例に焦点をあて支援方法をみると、千葉県里山条例では自社に

表1 活動支援施策の整備状況

施策名	導入年度	活動事例数 (内企業事例：%)	施策の目的	里山/ 全企業活動地 (%)
神奈川県水源林パートナー制度	1998	27 (19：70%)	水源林涵養事業	0/19 (0%)
千葉県法人の森制度	2002	14 (10：71%)	普及啓発 県有林の整備促進	10/10 (100%)
千葉県里山保全、整備及び活用の促進に関する条例	2003	4 (3：75%)	里山の有する多様な機能を持続的に発揮	3/3 (100%)
群馬県企業参加の森林づくり	2005	28 (16：68%)	普及啓発	2/16 (12%)
埼玉県森づくりサポートセンター	2006	44 (25：57%)	普及啓発	5/25 (20%)
東京都企業の森	2007	8 (6：75%)	花粉症対策	2/6 (33%)
茨城県森林づくり情報発信事業	2008	5 (1：20%)	普及啓発	1/1 (100%)
神奈川県森林再生パートナー制度	2009	3 (3：100%)	荒廃森林の再生	0/3 (0%)
合計	—	133 (83：62%)	—	23/83 (27%)

よる活動の企画や活動参加の義務など、企業の主体的な活動実践が求められており、主体的な活動に必要な補助金などの支援体制が整備されていた。人工林の保育指導など他の施策でみられた、行政による活動計画の企画や施業指導の体制は整備されていなかった。里山保全では保全目的や活動内容が多岐に渡ると考えられ、森林保全を組織の第一目的としない企業にとって、施策で求められる主体的な活動が負担となる可能性が示された。

3-2. 企業の里山保全活動における負担の解明

3-2-1. 活動実施内容

里山保全を目的とする千葉県里山条例と、比較対象として里山以外の森林保全を目的とする神奈川県水源林パートナー制度を取り上げ、活動実施内容を把握した(表2)。千葉県里山条例の下で実施される企業の里山保全活動は水源林保全活動と比較し活動頻度が高く、結果活動に投入されている人員も多かった。また里山保全・水源林保全に係らず企業は他主体の支援のもと活動の企画や実施を行っていたが、千葉県里山条例では市民(個人土地所有者)の支援を受け活動が実施されていた。他方水源林保全活動では、県もしくは県が関与するNPO等による行政の支援を受け活動が実施されていた。以上から千葉県里山条例では、施策に起因する負担内容が高頻度な活動、市民(民間)との関係構築を必要とする活動実施内容として反映されていると考えられた。結果企業が森林保全活動に求める対価(CSR活動の実績等)に対し、活動実施の負担が大きい可能性が考えられた。

表2 企業の森林保全活動実施内容

活動事例数	延べ活動人数(人/年)				活動頻度(日/年)				他主体の支援				活動内容			
	50未満	50以上 100未満	100以上 200未満	200以上	1	2-3	4-11	12以上	企画時		活動時		森林整備	環境教育	施設設備	その他
									行政・NPO等	個人	行政・NPO等	個人				
千葉県里山(N=3)	0	1	1	1	1	0	1	1	0	3	0	3	植樹、下刈り、間伐、竹伐採	自然観察 野草園づくり	遊歩道設置	畑作業
神奈川県水源林(N=12)	2	5	5	0	4	7	0	1	9	0	8	0	植樹、下刈り、枝打ち、間伐	自然観察	径路づくり 鹿柵設置	清掃 工作

3-2-2. 企業の目的・参加動機

現在活動を実践する企業の里山保全活動実施の目的と参加動機を詳細に把握するため、個別事例研究法で調査を実施した。千葉県里山条例および神奈川県水源林パートナー制度において、契約更新を伴う事例を活動実績がある代表事例として1事例ずつ抽出し比較検討した。里山保全活動に参加するA社では「企業の生き残りには、個人社員の意識変化が必要」という認識を持ち、社員教育や地域利害関係者との関係構築を目的に活動に参加していた。他方、水源林保全活動に参加するB社では、「社内外の企業評価を高め企業価値を向上させる活動」として水源林保全活動を認識し、企業の評判・イメージ向上を目的に活動に参加していた。両者の間には差異が見受けられた。

4. まとめ

都道府県の支援施策に基づく企業による里山保全活動は、施策上企業の主体的な活動が求められ、実態として活動頻度や投入人員数が多く、行政以外の主体の支援で活動が実施されていた。このような支援方法と活動実態は新たな参加企業にとって負担をもたらす可能性が考えられる。行政支援のもと企業の里山管理活動を促していくためには、企業の負担内容を踏まえ、活動に適した企業の同定、および負担を超える積極的な参加動機の付与を施策上で設定する必要があると考えられた。

Analysis of Satoyama Conservation Activities by Corporations Supported by Prefectural Assistance Programs

Mar 2010, Department of Natural Environment Studies, 86629 Megumi SEKI

Supervisor: Dr. Makoto YOKOHARI

Keywords: Satoyama conservation activities, CSR, Prefectural assistance programs

1. Background and Objective

Satoyama are woodlands that have been used for coppice or agricultural purposes. However, as social conditions have changed, satoyama have lost their economic value and are not maintained. This lack of maintenance causes environmental problems. Recently corporations have started to participate in activities to conserve satoyama in order to display corporate social responsibility (CSR) to the public. It is important to promote activities of corporations as new movement of satoyama conservation while the power of the volunteer groups has the limitation. In this context many prefectures provide programs to support these activities. However, few studies have investigated the situation of satoyama conservation activities by corporations. This study aims to clarify the problems of assistance programs through an investigation of activities by corporations to conserve satoyama.

2. Study area and Method

This study focuses on the Kanto region. In this region, there are various corporations and several prefectural assistance programs, making it possible to investigate the relationship between actual activities to conserve satoyama and prefectural support programs. This study has two objectives; 1) investigate the contents of support programs 2) investigate the contents of activities to conserve satoyama by corporations. Because corporations are not experts of activities, the contents of support programs effect the situation of activities. Corporations' purposes as organizations are profits that there is a possibility to have characteristics on activities. This study uses policy research and participant interviews as its main methods. Satoyama is defined as woodlands on plateaus and corporations are defined as public stock companies.

Table1 The contents of support programs

Program	The year of enactment	Number of activity cases (by co.:%)	Purpose of program	Satoyama /Whole activity site (%)
Kanagawa Suigenrin(Headwater conservation forest) partner system	1998	27 (19:70%)	Headwater conservation	0/19 (0%)
Chiba Corporation's forest system	2002	14 (10:71%)	promote public awareness of forest and forest management	10/10 (100%)
Chiba Satoyama conservation and promotion use ordinance	2003	4 (3:75%)	sustain the multi-function of satoyama	3/3 (100%)
Gunma Forest management with corporation's participation	2005	28 (16:68%)	promote public awareness of forest	2/16 (12%)
Saitama Forest management support center	2006	44 (25:57%)	promote public awareness of forest	5/25 (20%)
Tokyo Forest of corporation (kiyo-no-mori)	2007	8 (6:75%)	hay-fever countermeasures	2/6 (33%)
Ibaraki Information announcement project of forest management	2008	5 (1:20%)	promote public awareness of forest	1/1 (100%)
Kanagawa Shirin-saisei(forest revitalization) partner system	2009	3 (3:100%)	forest revitalization	0/3 (0%)
Total	—	133 (83:62%)	—	23/83 (27%)

3. Result

3 – 1 . The contents of support programs

8 support programs by 6 prefectures have been enacted and 83 cases by corporations are carried with support programs (Table 1). One program, the Chiba Satoyama Ordinance, aims specifically to conserve satoyama. Six years passed after the

ordinance had been enacted. However the number of activity cases under this ordinance is only 3. As for the contents of this ordinance, the Chiba Satoyama Ordinance promotes independent activities of corporations. Activities to conserve satoyama can adopt several purpose and methods. Therefore, in contrast to productive forests, it is difficult to determine the method of satoyama conservation. If independent activities are not fit for corporations, it is possible that the contents of the Chiba Satoyama Ordinance have some problems for corporations.

3 – 2 . The contents of activities by corporations

3 – 2 – 1 . The contents of activities

To clarify problems of program which conserve satoyama and support activities, this study focuses on the Chiba Satoyama Ordinance (a satoyama conservation program) through the comparison with the Kanagawa Suigenrin support system (a headwater forest conservation program in mountainous areas). As for the contents of activities under the Chiba Satoyama Ordinance, corporations work more frequently than under the Kanagawa Suigenrin program (Table 2) .Also, there are certain tendencies with the style of activities. Activities under the Chiba Satoyama Ordinance are continually carried out with supports of citizen (landowner). On the other hand, some activities under the Kanagawa Suigenrin program are only carried out occasionally with supports of prefecture or NPO.

Table2 The contents of activities by corporations

Number of case	the number of total participants(person/year)				frequency of activities (day/year)				supporter				The contents of activities			
	<50	50<=100<	100<=200<	200<=	1	2-3	4-11	12<=	planing		action		forest management	education	facility management	others
									pref. / npo	citizen	pref. / npo	citizen				
Chiba satoyama (N=3)	0	1	1	1	1	0	1	1	0	3	0	3	planting,weeding and brushing, thinning, bamboo management	nature-observation gardening	installing pass	cultivation
Kanagawa suigen (N=12)	2	5	5	0	4	7	0	1	9	0	8	0	planting,weeding and brushing, improvemnet cutting, thinning	nature - observation	installing pass, hedge	cleaning craft

3 – 2 – 2 . Motivation of corporations on activities (Case study)

This study compares activities under the Chiba Satoyama Ordinance with those under the Kanagawa Suigenrin system to identify the motivation of corporations. “Company A” participates in the Satoyama Conservation Ordinance. This company conducts its activities one day per month. Company A considers that its activities contribute to biodiversity conservation and communication with local people. Company A hopes to promote individual employees’ knowledge of nature and coordinate skills between stakeholders through satoyama conservation. “Company B” participates in the Kanagawa Suigenrin system. This company conducts its activities 1-2 days per year. Company B hopes to promote its reputation to its employees and society by mountainous forest conservation. This case study showed the different activity styles and motivations of corporations on activities.

4 . Summary

Activities by corporations under the Chiba Satoyama Ordinance are carried out with the different styles and motivation compared with mountainous forest conservation. Local governments should consider the characteristics of corporations from the view point of their motivations.